

令和 7 年 1 2 月 1 1 日

令和 7 年 第 4 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和 7 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 令 和 7 年 1 2 月 1 1 日 (木)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 3 時 5 6 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	岡 田	勇	2 番	宗 健 司
3 番	山 本 達 也	4 番	高 山 豊 彦	
5 番	村 山 一 彦	6 番	井 上 武 津 男	
7 番	岡 本 正 意	8 番	吉 田 哲 也	
1 0 番	畑 武 志			

欠 席 議 員 (1 名)

9 番 小 西 啓

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 長 谷 川 真 理

書 記 岡 田 宜 也 (総 務 課 職 員)

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	馬場正実
参事兼税住民課長	岡田博之
理事兼総務課長	原田敏明
理事兼建設農政課長	北 広 光
会計管理者兼会計課長	松 井 幸 則
まちづくり応援課長	中 尾 政 弘
まちづくり応援 地方創生担当課長	奥 野 雄 也
人権啓発課長	今 西 靖
保健福祉課長 兼診療所事務長	但 馬 宗 博
保 育 園 長	富 岡 初 代
環境衛生課長	井 上 博 丞

議 事 日 程	別 紙 の と お り
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 議 事 日 程 の と お り
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り
会 議 録 署 名 議 員	1 番 岡 田 勇
	2 番 宗 健 司

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会等の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第52号 相楽中部消防組合同規約の一部改正について
- 日程第 7 議案第53号 グリントィ和東の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第54号 和東町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第55号 和東町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第56号 和東町立認定こども園条例の制定について
- 日程第 9 議案第57号 和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第58号 和東町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第59号 和東町税条例の一部を改正する条例

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞さまです。

ただいまから、令和 7 年和東町議会第 4 回定例会を開会いたします。

本日、議会中継機器操作補助として、総務課職員の議場への入場を許可しておりますので、ご承知おきください。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

おはようございます。

和東町議会令和 7 年第 4 回定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年の瀬を迎え、公私とも大変お忙しい中、「和東町議会令和 7 年第 4 回定例会」を招集させていただきましたところ、ご参集賜り、誠にありがとうございます。

本年も残すところ 2 0 日となりましたが、令和 7 年におきましても、和東町におきましては大過なく過ごすことができ、町政におきましても、ほぼ滞ることなく進められたかと思っております。

さて、今期定例会におきましては、経済対策に係る「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」に係る補正予算などを含め、1 8 議案を提案させていただきます。慎重審議をいただき、全議案ご承認いただきますようお願いを申し上げ、和東町議会令和 7 年第 4 回定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

今期定例会お世話になりますが、どうぞよろしく願いたします。

○議長（畑 武志君）

本日の会議を開きます。

小西啓議員から欠席の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、岡田 勇議員、2番、宗 健司議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

また、山本議員から、起立での質疑等が困難なため、自席で着座の申出がありましたので、許可いたします

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの12日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から12月22日までの12日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（馬場正実君）

議長のお許しを得ましたので、第3回定例会以降の町の出来事など、諸般の報告をさせていただきます。

最初に、「茶源郷まつり」についてですが、本年は11月2日日曜日に開催をさせていただきました。当日は天候にも恵まれ、10時30分開会時には、隣接駐車場がほぼ満車になるにぎわいで、来場者数推定7,500人超となり、夕刻からのフィナーレ花火にまでにぎわいがやまず、成功裏に幕を閉じることができました。

「茶源郷まつり」開催運営資金につきましては、例年同様、町民の方々を中心に、本年も協賛金をお願いさせていただきましたところ、本年も160万円超の協賛をいただき、安心かつ安全に開催することができましたこと、協賛金を頂きました方々をはじめ、住民の皆様のご理解、ご協力、ご支援に感謝申し上げます。

次に、「ふるさと納税」についてですが、本年は2,000万円超の寄附金を頂きました。個人ふるさと納税は、約500万円超、企業版ふるさと納税は1,500万円超となりました。和東町にとりましては貴重な財源でもあり、今後の事業に役立てたいと考えています。納税をいただきました個人・企業に敬意と感謝を申し上げます。

また、9月から11月にかけて、京都京阪バスにおいて実証運行をいただきました「茶源郷急行バス」は、宇治、宇治田原方面から、土・日・祝日におきまして約700人超の利用があったほか、京都市内ホテルジュシタニが「chanova」調理室を活用した体験オプションツアー開催、JA京都やましろ茶集荷所においてはJA Fオートテストなどが開催されました。また、10月4日には京都サンガ和東町ホームタウンデーが開催され、小学生がサンガスタジアムピッチを元気に行進してくれました。ほかにも鷲峰山トンネル開通効果は着実に現れてきています。

また、体験交流センター、和東運動公園などを活用した町民コミュニティ事業や空域を活用した観光誘致事業などの計画をされており、にぎわいのまちづくりに向けた計画の相談案件協議が進んでおります。

以上、私のほうから、今期定例会までに行われた町内の動きについて諸般の報告とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

議長より報告いたします。

11月14日付で、和東町商工会会長、竹谷保廣氏から、商工会に対する財政援助の強化について、商工会への支援及び財政援助の強化について、以上2件の要望書が出されております。

次に、監査委員より、令和7年8月31日現在、9月30日現在、10月31日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

また、会議規側第127条の規定により実施いたしました議員派遣については、お

手元に配付しております一覧表のとおりでございますので、ご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、吉田哲也議員。

○総務厚生常任委員長（吉田哲也君）

それでは、私のほうから、総務厚生常任委員会報告をいたします。

本委員会は11月25日に、岡田参事、原田理事、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、各課における令和7年度事業の執行状況について事務調査を行いました。

初めに出席の各課長から、令和7年度事業の執行状況の説明を受けました。

令和7年度一般会計予算は前年度からの繰越しを除き、41億4,320万円の予算に対し歳入58.15%、歳出43.08%の執行状況となっています。

主な事業の進捗状況を見ますと、交通安全灯・カーブミラー設置事業では、交通安全灯8か所、カーブミラー10か所を設置、木造住宅耐震改修事業では、11月10日現在、耐震診断5件、簡易改修4件の申請があった。

個人番号カード交付事務事業は、10月末現在で3,074交付、91.0%の交付率、コンビニ交付サービス事業については、10月末現在、住民票98件、印鑑証明146件。

後期高齢者医療事業では、10月末現在の被保険者数926人であった。

認定こども園条例案の説明。

質疑に入り各委員からは、「シルバー人材センターの実際の状況は」、「カーブミラー等の設置場所」、「現行の保険証が使えなくなるが、3月までは使えることを周知しているか」、「4月から開始の病児保育の状況、実績は」、「防災無線の更新、実際には何が変わるのか」、「職員の避難訓練の実施は」、「マイナンバーカード持っていない人9%についての周知等は」、「天満宮の道の防犯灯、今後の設置はあるか」、「1号認定の受入れは、対象者があれば受け入れていくか」など、多岐にわた

り活発な質疑や意見など出されました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、産業常任委員長、高山豊彦議員。

○産業常任委員長（高山豊彦君）

それでは、私のほうから、産業常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、11月28日(金)に岡田参事、北理事、関係課長、課長補佐の出席を求め、令和7年度の各課における事業の進捗状況について事務調査を行いました。

初めに、岡田参事の挨拶の後、北理事から一般会計全体の執行状況の報告に続いて各課から主な事業の執行状況について説明がありました。

まちづくり応援課からは、海洋センター管理事業では10月末の体育館利用者数は1,657人で、町内1,494人、町外163人となった。

移住・定住促進事業では、活性化センターへの委託による移住相談やマッチング等に加え、空き家の改修費用を補助することで移住を促進する移住・定住促進事業は、空き家バンク紹介申込み22件、新規登録5件(累計56件)、成約7件となった。

地方創生総合戦略事業では、総合計画審議会により計画案を審議、パブリックコメントを経て後期基本計画及び第3期総合戦略を策定中、10月3日に第2回審議会、11月6日に第3回審議会が行われた。

ふるさと応援寄附金事業では、10月末時点の寄附金は306件で463万5,000円となった。令和6年度との比較として、157件、222万8,000の増加となっている。

空き家活用による新ビジネス創生事業では、空き家のサテライトオフィスへの改修を支援し、和東スマートワークオフィスを拠点に専門家等と情報交換できるプラットフォーム構築を目指す取組で利用者数128人の利用があった。

文化的景観保護推進事業では、重要文化的景観の選定を目指して、保存活用計画策

定を進めるための委員会が11月に開催、また令和8年2月にも開催を予定されている。

大阪・関西万博きょうとの力創出・発信事業では、10月1日に関西パビリオン多目的エリア、10月9日に関西パビリオン京都ゾーンに出展展示、また11月2日、茶源郷まつりでパネル展を実施した。

茶源郷乗合交通生活お届け事業では、10月末で1,317人が利用され、そのうち宇治田原便が3件、登録者数は440人となった。

ワールドマスターズゲームズ推進事業では、9月27日亀岡サンガスタジアムキッズスポーツフェスタに参加、10月11日・12日に、ゆぶねMBK LAND大感謝祭を開催、11月2日の茶源郷まつりでは、マウンテンバイクを体験できる取り組みを行った。

農・観連携コミュニティ創生事業では、活性化センターによる9月末までの日帰りツアーの受入れは1,752人で、そのうち国内は35組657人、海外96組1,095人であった。

グリーンスローモビリティ周遊観光事業では、10月末までの乗車実績は363人で、そのうち路線バス利用者は119人(奈良交通83人、京都京阪バス36人)との報告があった。

建設農政課からは、地籍調査事務経費では、地籍調査業務委託で白栖区と別所区の地籍調査を行った。

また、野生鳥獣被害総合対策事業費では、有害鳥獣被害防止巡視、有害鳥獣捕獲委託料の成約がされ、熊対策としてのパトロールを行っていただいている。

町道撰原下島線拡幅改良事業では、5工区の拡幅改良事業を行ったとの報告があった。

環境衛生課からは、簡易水道事業の原水及び給水費では、動力費、薬品費、修繕費を執行。

また、特定環境保全公共下水道事業の処理場費では、和東中央浄化センター維持管理業務委託料、汚泥処理、運搬委託料等それぞれ執行があった等の報告がありました。

各委員からは、「茶源郷乗合交通の利用者数と前年比は」、「W a z C a r の高校生の利用率は」、「高校生の利用時間帯等のアンケートを取り、高校生を優先した便や定期券など高校生に特価した優遇を考えては」、「地域おこし協力隊の募集期間が短い、募集の方法は」、「スマートワークオフィス・サテライトオフィスでは体験交流センターや空き家を活用するなど民間のところもあるが、呼び込む広報が全然できてない。周知できる方法は」、「予備費減額の理由は」、「認定農業者の期間は」、「地域林政アドバイザーの内容は」、「水道水の水力を利用した小規模発電装置などを取り組む考えは」、「企業版ふるさと納税は」など質疑がありました。

また、午後からは現地調査として、「和東中央浄化センター」の視察を行いました。
以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、相楽広域行政組合議会、岡本正意議員。

○相楽広域行政組合議会議員（岡本正意君）

相楽広域行政組合議会議員の岡本でございます。去る11月27日にそうらく衛生センター会議室で開催されました令和7年第2回相楽広域行政組合議会定例会の報告をいたします。

議長の開会宣言、代表理事の挨拶、議事日程報告、会期の決定の後、一般質問が行われました。一般質問は4人の議員が行い、木津川市の高岡伸行議員が「相楽会館建替事業後の利用率向上は」について、同じく、木津川市の西山幸千子議員が「相楽会館の建て替えについて」「相楽地域の拠点としての情報発信を」について、和東町の私、岡本正意議員が「火葬場に関する施策について」、南山城村の土岐太郎議員が「各計画について」をそれぞれ質疑しました。

次に、報告第1号「令和6年度相楽広域行政組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」が議題となり、相楽会館建替事業として2,379万2,000円を翌年度繰越額とする報告が行われ、全員により承認されました。

次に、同意第3号「相楽広域行政組合公平委員会委員の選任について」が議題となり、令和7年12月26日をもって任期満了となる公平委員会委員の子谷朝子氏の再任が提案され、全員賛成で同意しました。

次に、認定第1号「令和6年度相楽広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」が議題となり、収入済額3億2,285万6,989円、支出済額2億9,114万365円、歳入歳出差引残額3,170万8,384円となる決算について提案がありました。質疑、採決の結果、全員賛成で可決しました。

次に、議案第12号「相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」が議題となり、人事院勧告に基づく給与改定が提案され、全員賛成で可決しました。

次に、議案第13号「相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」が議題となり、職員給与の改定と同趣旨の提案があり、全員賛成で可決しました。

最後に、議案第14号「令和7年度相楽広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について」が議題となり、歳入歳出それぞれ141万円を補正し、改定された職員給与等を計上した内容が提案され、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、相楽中部消防組合議会、山本達也議員。

○相楽中部消防組合議会議員（山本達也君）

私のほうから、相楽中部消防組合議会の概要報告をさせていただきます。

相楽中部消防組合議会定例会は、令和7年11月27日（木）相楽中部消防本部庁舎

3階講堂で開催されました。

会議録署名議員の指名、会期の決定に引き続きまして、一般質問では、木津川市議会の3名の議員から、森本 隆議員より「(1)新庁舎竣工後の消防組合態勢について」「(2)定年延長、育児休暇取得に対応するための職員体制について」、また山本しのぶ議員より「消防出張所再編計画の見直しを」、宮嶋良造議員より「住民の命と安全を守る救急出動を」についての質問がありました。特に、新庁舎稼働により木津西出張所が統合されることにより、救急車両が遅れる地域が出てくるということに対して活発な議論が行われました。

その次に、認定第1号 令和6年度相楽中部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額15億4,882万3,054円(前年度比17億948万7,041円減)、歳出総額15億377万5,329円(前年度比16億9,862万3,335円の減)、歳入歳出差引額4,504万7,725円となり、賛成多数で可決されました。

前年度と比較して歳入収入済額で52.5%、歳出支出済額で53%減少し、要因として、歳入に関しては組合債16億1,100万円の減少、歳出に関しては財産管理費、工事請負費での消防本部新庁舎建築工事12億7,072万円及び消防本部新庁舎造成と斜面安定化対策工事5億502万3,957円の皆減等が主なものです。

続きまして、議案第9号 相楽中部消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員の給料について、京都府の最低賃金引上げに対応するとともに、給与水準の均衡を保ち、人材確保の観点から支給水準を引き上げるもので、賛成全員で可決されました。

続いて、議案第10号 相楽中部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に基づいた給与改定を実施するもので、賛成全員で可決されました。

続いて、令和7年度相楽中部消防組合一般会計補正予算(第1号)につきまして、

補正額歳入歳出 3,390 万円を増額、総額 4 億 3,370 万円とするもので、賛成全員で可決されました。

続いて、報告第 2 号 専決処分の報告について（救助工作車物損事故による損害賠償）及び報告第 3 号 専決処分の報告について（木津西救急車物損事故による損害賠償）についても全員賛成で可決。

発議第 2 号につきましては、相楽中部消防組合議会会議規則の一部改正については、会議の欠席理由の明確化、会議時間の調整、携帯品等の取扱いに関する規定を整備するため、所要の改正を行うものということで、全員賛成で可決されました。

以上、報告とします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、山城病院組合議会、高山豊彦議員。

○山城病院組合議会議員（高山豊彦君）

それでは、国民健康保険山城病院組合議会報告を行います。

国民健康保険山城病院組合議会令和 7 年第 2 回定例会は、11 月 26 日（水）午後 1 時 30 分から京都山城総合医療センター会議室で開催されました。

日程第 1 会議署名議員の指名、日程第 2 会期の決定の後、日程第 3 諸般の報告及び議案提案では、谷口管理者から、8 月の臨時会以降の病院組合の活動報告及び議案の提案が行われました。

日程第 4 一般質問では 4 名から質問があり、木津川市議会選出の堤議員から、（1）救急医療体制について、（2）コンピュータウイルス感染対策について、（3）手術支援ロボット「ダヴィンチ」の購入について、続いて、南山城村議会選出の廣尾議員からは、持続可能な病院経営に向けてどのような取組を考えているのか、南山城村議会選出の齋藤議員からは、山城病院経営状況について、続いて、木津川市議会選出の山崎議員からは、（1）自治体の実施する乳幼児健診後の受診について、（2）病室のテレビ受信機について、それぞれ質問がありました。

日程第5、認定第1号 令和6年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計決算認定について、収益的収支では、収入は84億8,894万7,993円、支出は91億2,140万5,008円で、差引き6億3,245万7,015円の純損失となった。

資本的収支では、収入は5億2,866万9,134円、支出は10億2,119万1,491円で、差引き4億9,252万2,357円の不足額を損益勘定留保資金等で補填したことについて、全員賛成で認定されました。

日程第6、認定第2号 令和6年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計決算認定について、収益的収支では、収入は4億8,100万4,777円、支出は4億9,332万2,765円で、差引き1,231万7,988円の純損失となった。

資本的収支では、収入は4,488万8,000円、支出は5,741万846円で、差引き1,252万2,846円の不足額を損益勘定留保資金等で補填したことについて、全員賛成で認定されました。

日程第7、議案第12号 国民健康保険山城病院組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について、長期継続契約の締結に当たり必要な事項を定めるための条例の制定については、全員賛成で可決しました。

以上、報告とします。

○議長（畑 武志君）

以上で報告を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから10時15分まで休憩いたします。

休憩（午前10時04分～午前10時15分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は制限時間内の質問を許可いたします。

また、答弁は簡潔明瞭に願います。質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

皆様、改めましておはようございます。公明党の高山豊彦でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。今回は本町の現状の課題について様々質問させていただきたいというふうに考えております。

まず、1点目です。茶源郷情報配信システムの活用についてでございます。

本町では、インターネット環境が整っている家庭からの申請に基づき、茶源郷行政情報配信システムによる機器の給付が行われており、設置されている家庭では、気象情報や町からのお知らせ、また議会中継及び録画視聴が可能となっております。しかし、設置されていない家庭では、そうした情報を得ることができません。情報の共有化を図るため、全戸への対応が必要ではないかと考えますが、ご答弁をお願いします。

2点目です。体験交流センターの活用についてでございます。

体験交流センターは、現在、相楽東部広域連合事務局や教育委員会等で利用されていますが、その他どのような利用をされているのか、ご答弁をお願いします。

3点目です。物価高騰対策についてでございます。

冒頭、町長の挨拶でも、今回の補正予算案で提案する旨のご報告がございましたけれども、国のほうでは、11月に物価高騰に対する重点支援地方交付金として2兆円を追加することが閣議決定されたところです。現在、本日も衆議院の予算委員会で議論されるということになっております。本町として住民に対してどのような物価高騰対策を考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、4点目です。国保診療所の運営についてお尋ねします。

国保診療所については、今年4月に新たな施設となり、多くの住民の方も受診され

ていると聞いていますが、最近、来年度から診療所で診察が受けられなくなるのではないかとの不安の声を多く聞きます。国保診療所事業の継続についてどのような取組をされているのか、ご答弁をお願いいたします。

再質問は自席で行います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、高山議員からいただきました一般質問に答弁をさせていただきます。

今回の一般質問のお題目は、「現状の課題を問う」と大変大きなお題目をいただき、また担当課長には、具体的な課題についての質問という観点から、私のほうからは、近未来を見据えた形での答弁とさせていただきます。

まず、2025年を振り返りますと、悲願であった鷲峯山トンネルが開通し、町内公共施設の耐震化を考慮した改修・改築工事が終了しました。本町のシンボリック施設である「c h a n o v a」が町制施行70周年と併せ運用を開始いたしました。

施設等ハード面では、老人福祉センターを除き、公共事業をはじめ各種団体に活用いただいているところです。しかしながら、インフラ面では、旧西部水源区域の管路、下水道処理施設、和東川に架橋される町道橋などの老朽化対策、また高齢化に端を発した高齢者を中心とした人口自然減、少子化問題など、多くの課題が山積しています。

さらに大きな課題としましては、令和8年度予算編成作業から見えてきた財政課題であります。

物価高騰の波は、確かに税収アップにつながることは言う一面があるものの、現状の住民サービスを維持するには、来年度以降、年間1億円以上、財調を切り崩さないといけないというような状況が見えています。一人でも多くの住民の方に、和東で暮らせてよかったという思いを持っていただくためにも、職員が一丸となって住民の立場に立った行政運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、具体的な質問 1 から 4 につきましては、担当課長のほうから答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

原田理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

おはようございます。

私のほうからは、高山議員からいただきました一般質問 1 番、茶源郷配信システムの活用について、情報の共有化を図るため、全戸への貸与は必要ではと 3 番、物価高騰対策について、住民に対する物価高騰対策の考えはにつきましてご答弁をさせていただきます。

まず、1 番でございますが、平成 26 年 1 月より行政配信システムの光ボックス設置事業として運用を開始させていただき、平成 29 年 6 月より議会中継を配信させていただいておりました。また、令和 3 年 11 月に現行の茶源郷行政情報発信システム機器のタブレット型で運用をしているところでございます。

情報の共有化を図るということで全戸への対応は非常に重要であるということは認識しているところでございますが、今現在では、別途ネットワーク環境が必要ということでございますので、環境を整備していただきましたら全戸対応させていただくという方針でございます。

続いて、3 番でございます。本年 11 月 21 日に閣議決定されました「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」の経済対策につきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、重点支援地方交付金を拡充する旨の内容が盛り込まれているところでございます。

重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策につきましては、可能な限り、年内の予算化に向けた検討を非常に前広に進めるということとされておりますので、本町に

おきましても、生活支援者分を重点に、今議会定例会 2 日目に補正予算を提案させていただくため、準備検討を進めているところでございます。

以上、高山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、高山議員からいただきました一般質問 2、体験交流センターの活用について、体験交流センターはどのような利用をされているのかについてご答弁申し上げます。

和東町体験交流センターにつきましては、現在、相楽東部広域連合総務課、教育委員会、また和東町史編さん室が日常業務を行っているほか、図書室、和東町スマートワークオフィスが設置されております。

住民の方が利用できる図書室につきましては、令和 6 年度で年間 1,886 人の来室と 5,490 冊の貸出しがありました。

令和 7 年度は 11 月末までの実績でございますが、1,170 人の来室と 3,370 冊の貸出しがありました。

また、町内外の方が利用できます和東町スマートオフィスですが、令和 6 年度につきましては年間 225 人、今年度ですが、11 月末までで 176 人の利用がございました。

また、体験交流センターの中には、ホール、会議室、和室がありますけども、そちらにつきましては、教育、文化、芸術、レクリエーションなどのサークル活動にも利用されているところであり、令和 6 年度では 1,143 人、令和 7 年度 11 月末までの数字ではございますが、910 人の方に利用されているところでございます。

以上、高山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、私からは、高山議員からの一般質問、大きな4、国保診療所の運営について、国保診療所事業の継続についての取組はについてご答弁させていただきます。

高山議員からのご質問は、本町医師の退職に起因する今後の体制のことと見込んでおります。その上でご答弁させていただきます。

現在の医師が抜けた場合の体制について、現在、急を要しながら人材の確保に対応しているところです。当然ながら、新年度に向け、新しい医師の確保について、山城南保健所をはじめ京都府医療課や府立医大、山城総合医療センターのほうへも掛け合いまして、一定、現況の説明を行い、協力を仰ぎながら医師確保に向けて奔走しているところでございます。

現在の状況は、京都府医療課、山城南保健所が窓口となり、勤務条件や給与面の条件提示等、事務的な面でのやり取りを行っております。

また、現在、個別に契約しております非常勤医師へ今後の継続した勤務やまた当該非常勤医師の診察日数を増やしていただけるよう交渉をしておりますところです。

本町としましては、新しく整備した診療所の機能を患者である住民の皆様方に有益に利用していただくためにも、医師の確保、診療所の事業継続は必須であることから、妥協せず、確保に向けて動き続けているところでございます。

以上、私からの高山議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

それぞれご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきますが、まず、1点目の茶源郷情報配信システムの活用につきましては一番最後に回させていただきます。2点目の体験交流センターの活用についてから再質問をさせていただきます。

体験交流センターの設置及び管理に関する条例の第3条、事業では、ふるさと教育、農業・援農体験、その他農村の体験交流学习のための事業とあります。農業、その他農村の体験交流学习とはどのような事業なのか、お答え願いたい。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、高山議員からいただきましたご質問にお答えいたします。

農業体験事業等につきましては、これまで援農のプログラムですね、そうした茶業を一定期間手伝いに来られた方に利用されていた事業でございます。また、その後、国際的なワークキャンプ、それも農業等を体験される事業等で利用されていたところでございます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

今もご答弁がありましたように、以前は援農プログラムであるとか国際的な農業体験も含めて、交流に来られた方が利用できたということなんですね。現在はその利用が認められてないというふうに聞いているんですが、そのようなことはあるのかどうか、課長、お願いできますか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、高山議員からいただきましたご質問にお答えさせていただきます。

現在、援農プログラム等が利用されていないというところでございますが、以前につきましては、和東山の家があった時代ではございますが、そちらのほうを利用できない場合、体験交流センターのほうを宿泊できるよう手続がありまして、職員等を配置して、食事とか寝具等の提供がされておったというところでございます。

ただ、山の家の職員の配置が難しくなったことから、そうした食事の提供、寝具の提供というのを取りやめることになりまして、その対案としまして、無料で宿泊等がされておったという経緯がございます。

ただ、令和2年度以降、コロナ等の影響で援農の受入れがなくなってきたということで、現在はそうした宿泊等の受入れはしていないという状況でございます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

以前はそういった宿泊等ができたということなんですね。先日ちょっと農家の方とお話を伺っていると、できれば、以前のように国際的な交流なり、またそういった援農の方の、農業体験も含めて、以前のような使用の仕方はできないかということなんです。やはりお茶産業の活性化であるとか、推進のためにも必要だというふうに思うわけです。

あそこの2階には二間続きの大きな和室が三つございました。なので、あそこ活用すれば十分可能だなと。以前も多分そこは使われていたんだろうと思いますから、そういったことを今後できないのかどうか、町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今の関係でございますが、もう少し詳しく申し上げますと、当初、援農の関係で使えないかということで、体験交流センターを使っていた時期がございます。その後ずっと国際ワークキャンプという形で、農家団体がそこでキャンプを張りながら農業体験をしてきたというのも現実でございます。これにつきましては、和東町で就労した方が五、六名おられますし、また、ここで婚姻が発生しまして、結婚されて和東に住まれた方も2名ほどおられます。そういった状況の中で、今後もその活動をしたいということは、私のほうにも一旦お話がありましたけども、まず、援農体験につきましては、その部分からシフトしまして、活性化センターのほうで体験プログラムを今やっております。その一つとしては、高校生とかの修学旅行が体験プログラムに入っています。

それと、農業部分につきましては、ほとんどが農家さんのほうが自ら宿泊地を設けてやっておられると。一定その部分については、地元に基づいたかなというふうに思っております。ただ、もっともっと体験プログラムしてみたいとかいうような話が私のほうにも来ていまして、それについては、若干コロナの問題がありましたので、一旦止めましたけども、今後そういうプログラムをきちっと計画されて出てくる場合については、また許可していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

まず、特に国際ワークキャンプですか、そういったところも含めまして、やはり希望があるかなというふうに思いますので、そういう希望が出たときには検討を柔軟に対応をお願いしたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

次に、物価高騰対策についてでございます。

国の年内予算化を受けて生活支援を考えていきたいということでございますが、今回、補正予算の中で具体的に出るんでしょうけど、今の段階で答弁できる範囲内でご答弁いただけたらと思います。

○議長（畑 武志君）

原田理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の重点支援地方交付金につきましては、本町におきましては、交付額約7,000万円程度ということで内示をいただいているところでございます。今回2日目の補正予算で提案させていただくのは、生活者の支援分といたしまして約3,700万円、また物価高対応子育て応援手当といたしまして530万円を提案させていただく予定でございます。

具体的な内容でございますが、生活支援者分につきましては、物価高騰緊急応援給付事業といたしまして1世帯に1万円、こちらにつきましては家計の支援枠で、主に光熱水費等にご使用いただけたらというふうに考えているところでございます。

また、食品の価格高騰に対します特別加算枠といたしまして、お1人につき5,000円を、また、65歳以上の方につきましてはプラス3,000円を茶源郷地域ポイントとして給付をさせていただく予定でございます。

また、65歳以上の方でございますが、町の独自の物価高騰支援対策といたしまして、追加給付をさせていただくということでございます。

子育て応援手当給付事業につきましては、0歳から18歳までのお子様1人について2万円を給付予定しているところでございます。

給付の時期でございますが、物価高緊急支援給付事業につきましては、2日目の議会で議決をいただきましたら、翌週の22日には使用していただけるよう準備のほう

を進めたいというふうに考えているところでございます。

子育ての手当給付事業につきましては、児童手当の給付に合わせまして、現金で2月に支給させていただくという予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

22日から使用できるということでございます。ニュースを見ていますと、1月、2月、3月と様々な食品がまた高騰するという情報もございますので、やはり迅速な対応をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、国保診療所の運営についてでございます。

現在の医師は住民の方から非常に信頼が厚い、それはご存じだと思いますけれども、医師と患者の関係というのはやはり信頼関係だと思うんですね。命を預けるわけですから、そういう意味では、現在の医師、住民の方にとっては非常に大切な方だなというふうに感じております。

先ほどの答弁にもございましたが、現在いろんな形で次の医師を探していただいているということでございますけれども、今現在の医師の方をそのままとどまっていたくというような働きかけはどうなんでしょう、町長。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

人事的な面もありまして、オープンにするというような話はなかなかできませんでしたので、この定例会までは、どこかで聞いたよという話はいっぱい聞かせてもらっています。

医師と私との話の関係でいいますと、本年の4月後半ぐらいに医師のほうからそういうことを告げられました。その中で医師のほうの思いと、それから町のほうの動き等々の中にいろいろな乖離もあったかと思えます。その辺の中で、医師は今辞めたいというような話でございましたけれども、それは今の段階では待ってくれというような話で進めてまいりました。

といたしますのも、今、高山議員がおっしゃられたとおりの内容でございます。ただ、医師としては、切りはつきたいということでしたので、来年3月31日をもって退職したいという意向は示しておられます。それは今も変わっておりません。

ただ、医師としましても、そこまでにはきちっと患者との関係は持ちたいということをおっしゃっておられまして、特に診療、それから往診等については、自らのほうできちっとしながら、自ら自分の口で患者のほうには伝えていきたいというような思いを持っておられるのが現状でございます。

ただ、先ほど担当課長が答弁しましたように、かといって、うちのほうで診療所をなくすかということについては、できるものでもございませぬし、私もよく言っているんですけども、和東町の診療所といたしますのは、国保診療所であるものの、昔から健民館という名で進められてきています。和東町の住民の方々の大半の方が健民館の先生に診てもらいたいというような話が出ていますので、そういう話の中で、今後の医師の件につきましても、そういう方が何とかうちに着任してもらえないかということで、事務方は事務方で、私のほうは私のほうでいろいろな方向性を見ながら今動いておりまして、いろいろな事務的な手続は先ほど担当課長が答えましたように、いろいろな立場で話をしていると。私のほうは何とかそういう方をネットワーク上、探せないかということでお願いをしております。

今の段階ではこれ以上のことは、医師の個人的なこともありますので、差し控えさせていただきますけれども、町としては診療所を4月以降も今までどおりに動かしていけるような体制を組みたいということと、住民が信頼の置ける医師を何とか着任してい

ただために並走しますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

やはり住民の方が本当に頼っていただけるような次の医師を探して、できれば今の医師が思いとどまっていたらというのが最高なんですけれども、なかなかやはり個人的なこともありますから、今まで働きかけていただいて今の現状にあるのかなというふうに思ひます。

住民の方に医師の方が直接患者さんに伝えておられるというところから、こちらのほうにも耳に入ったわけですが、そういった信頼していただけるような方をぜひ探していただきたいというふうに思ひますし、今回、医師がそういうことを決意された理由についても、当然、行政としては把握されていると思ひますから、二度とこのようなことがないように、そこは対応していただきたいというふうに思ひますが、その辺り町長、もう一回。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

医師が今回退職されるということにつきましては、私の一番責任を重く感じておるところでございますし、私との関係が一番問題だったのではないかとこのように思ひ思っております。

今回の医師の決意に関しましては、私も再三再四お願ひはしましたけども、硬いところがありましたので、それであれば次の医師を探したいんですけどということも医師にはお伝えしました。これに対しても医師のほうは、実のところいいますと、医師

自身も私のほうで一定声をかけるということで、数人の方に当たっていただいているのも事実でございます。今週、来週もまだその動きをしてもらっているということでございますので、この辺りについては、何とか来年4月に向けてしっかりとした形で議員各位に報告できるよう努力させていただきますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

特にまた住民の方が心配されておられるのは、やっぱり4月以降なんですよ。どうなるのか。行くところがなくなるということがありますのでね。その辺りのめどは今のところはまだ難しいと思うんですが、要するに医師が欠員になった場合、その対策とか考えておられますか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

和東町の国保診療所につきましては、内科ということで考えております。ただ、医師との相談もいろいろしている中で、和東町の住民の方の診療は大体1日35人から予防接種等がある場合については60人ぐらいの患者が来られているということでございます。医師との話の中で、医師がどうしても今回の診療所の改築についてはリハビリをやるべきだということをかなり主張されておりました、実際にリハビリの部屋をつくったのは事実でございます。これについては医師のほうもその関係でかなり自分で動いておられまして、もう私が診られなくなったら次はどここの病院にお世話になるかというようなところまで考えていただいております。その点につきまして、今後の方向性の中には、内科一本やりではなく、整形ですね、そういうところ、それか

ら再生というか、リハビリ系のところについても検討していくということで、できる限り内科の医師を見つけ、その空き時間をうまくその再生関係リハビリとか、それから外科とか脳神経の医師について支援を願えないかということで、いろいろその辺についてもお話をさせていただいております、今の段階では5日間通して同じ医師が診るというような状況は、今もですけれども、しておりませんので、今後もそういう形で、最低診療所として動かせる期間の、まずこの主任医師を院長として着任いただく。それに合わせて非常勤でリハビリとか、特に聞くのは膝・関節等の農業で使い過ぎたというような方が来られているというのが現実ですので、そういうところの治療をもうちょっと重点的にやったらどうだという提案も今の診療の中からもらっていますので、そういうところも含めて、今の医師にも相談しながら、新しい医師を見つけ出したいなと思っておりますので、この辺りは私のほうで動く部分と、それから先ほど事務方が言っていましたように、いろいろ諸条件とかもございますので、その辺は十分調整しながら前向きに進めたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

今のリハビリができるようになってから、本当に患者さんが増えたということも聞いていますし、やっぱりそういったところも含めまして、これから年度末に向けてしっかりと確保できるように働きかけをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後になりましたが、茶源郷行政情報配信システムの活用についてでございます。

本町の茶源郷行政情報配信システムの事業につきましては、要綱で住民に対し町行政の運営に関する事項を効率的に伝達するとともに、住民に必要な情報を的確かつ迅

速に提供することにより、安全で快適な暮らしと活力ある茶源郷和東の実現を図ることを目的とするということがうたわれております。

現在給付されている世帯は、3月の予算委員会では365台との答弁がございました。この数では、要綱の趣旨からすると全くかけ離れた実態ではないかなというふうに思うわけですが、先月20日に議会のほうで伊根町のほうに視察に行かせていただきました。伊根町のほうでは、全世帯にタブレットを貸与し、アプリの「いねばん」を活用して、広報や町からのお知らせなど様々な情報が確認できる回覧板としても活用されているということなんですね。そういう使い方をすれば、もっとそれを利用される方も増えてくるんじゃないかなというふうに思うわけですが、今、事前に議長のお許しをいただきまして、皆さんのお手元のほうに紙を配付させていただきました。

これはスマートフォンの画面になります。これが「いねばん」アプリで、スマートフォンで見た場合、こういう状況になるわけですが、まず真ん中のメニューを開くとこういう画面がありまして、行政の書類であるとか資料、今現在はいねタクはここからは予約できないんですが、今後ここから直接予約ができるように構築していくということでございました。

その下には町のホームページに飛んでいくボタンがあるんですが、ホームとしては左下の「いねばん」という画面、これがホーム画面になります。ここにいろいろと伊根町立小学校再編計画とかいろいろありますが、これが回覧板の画面になります。ここをタッチしますと回覧板としてのお知らせが全て見ることができる。

また、資料というところをタップしますと、行政の各課からのお知らせであるとか、手続であるとか、そういったところを見ることができる。

この中で広報たよりとあるんですが、広報たよりを押しますと、広報と議会たよりが同じ画面でずらずらっと並んでるんですね。なので、1回1回切り替えることなく、例えば今月発刊される広報であるとか、今月仮に議会たよりが発刊されたとしたら、それが閲覧できることにも、過去にもずらずらっと並んでいるので、そこを開けることで

ずっと見ることができるということなんです。

ホームページを開けますと、ここでは伊根町のホームページが開いて、その中で議会を開きますと、この中にSNS、YouTubeという項目がございます。そこをタップしますと、下の真ん中ですね、これは一般質問をされている録画の画面でございます。なので、過去の一般質問の動画をここで閲覧することができる、視聴することができるというものでございまして、非常に使いやすいものでございます。

研修のときも岡田参事といろいろお話をさせていただいて、伊根町と同じようにタブレットを全世帯に貸与すると通信料として大きな通信料がかかる、これが一番大きな課題だなということでしたが、スマホのアプリでありますと通信料は行政持ちじゃないんですね。個人持ちになります。なので、そういったところはクリアされるのかなというふうに思いますし、また本町でもやはり高齢化が進んでいて、それぞれの地域の中で組長さんが回覧板なりいろんな資料を配布するのが大変なんだという声もよく聞きます。そういう意味では、電子版にすることによって、1世帯に一つじゃなくて、スマホを持っておられる方、ダウンロードされた方は全員が見れるわけですから、より広く伝えられるのではないかなというふうに思います。そういうことで、今後こういったことを考えてはどうかなと思うわけですが、町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

もともとうちの部分につきましては、一番初めは昭和57年からのCATVということでやってきました。この関係で視聴率はかなり上がったというのも事実でございますし、この議会にもライブ中継ですね、夜にもう一回再放送ということで、いろんな広報をしてきて、それについても結構視聴率があったということに私は感じております。

その後、電波法の改正等がございまして、テレビがデジタル化されるということで、それをネット版に持っていけないかという話、それから携帯電話、パソコンの普及ということで、まずその動きがあったと。

経過の中でいいますと、一番ネックになりましたのは、どうしても映像系を動かすためには何らかの形でその映像を動かすための速度の速い通信システムが必要だということになります。ただ、和東町の人口等々だけを計算しますと、高速通信で電波を送るということについてはなかなかハードルが高いことがありまして、その関係でNTTと色々な協議をした上で、NTTが開発されたタブレットを活用することで、これを普及させることによって町内に光化をしていけないかというような協議をさせていただいた経過がございまして。これはKDDI等の日本の三大キャリアとの中でNTTがそのことについて同調していただいたというのが現実でございましてけれども、その関係で、今、議会中継等もライブ配信はできるようになっておりまして、ライブ配信をしています。

普及の関係でいいますと、各議員のタブレットにつきましては、「タブレットをつけたで」という話で入ってくるのは、若年層の保育園の事業等々が何とかそれでもう一回ライブで見られるという方、それからそれを記録できるという方、それと、高齢の方が、「今日の答弁はもうちょっとしっかり言わなあかんぞ」というような形で議会中継を見ていただいている方がおられたりということで、持っておられる方については活用されているというふうに私は感じております。

ただ、今言われるように、全家庭にとりますと、高山議員が言われたように、一番問題は、そこの家に光通信を引かなければ見れないというような状況がございまして。その中で、三大キャリアについては、和東町内は、今4Gまでは十分に上がっておりまして、今後5Gに上げるというような話はチラチラと聞かせていただいて、次世代通信に何とか入っていけるというような話は、私のほうにも方にも各キャリアのほうからそういう話は伺っておりますので、通信体系はよくなったと。

それと、もう一つは、高齢者に対してのスマートフォンの普及でございます。

これは実はほかのところでもちょっと今やっちはいるんですけども、これはA n d r o i dの方式ともう一つはi P h o n eの方式がございまして、実際にそういう研究者がやっているのは、A n d r o i d方式よりも、どちらかというとい P h o n e方式のほうが多いということでございます。これも実証実験を今年できないかという話がございまして、実のところ言いますと、今年の2025万博、京阪奈万博に和東町として参画させていただいた関係で、そういうお付き合いは、A T Rとか関西学研機構等々も話ができまして、その中で何とかできないかということなんですけども、やはりセキュリティの問題等々がまだございまして、今の段階では、どうしてもスパムと言われるウイルスはA n d r o i dのほうには物すごく再生されるというか、つくられている状況の中で、i P h o n eほうについては意外とそれがないということで、i P h o n eでの開発が今進んでいまして、今回、実は老人の見守りを何とかできないかということで、今お話をしたんですけども、i P h o n eキャリアでなければ駄目だというようなことがあって、子どもはi P h o n eを使っている方がおられるんですけども、肝腎の老人のほうはA n d r o i d側のハード機器がですね、どうしても安心スマホとかいうような形で、なかなかつながっていないので、中のプログラムを動かせないという状況があったりもしています。

ただ、今言われるように、各市町村において携帯電話版のアプリケーションの開発は進んでいるのも事実でございます。実のところ言いますと、和東町の今のホームページを配信していますシステムにつきましても、携帯版に移行することは可能であるというのと、もう1点は、今年の7月、議会で承認をいただきました防災行政無線、こちらのほうについてはL I N Eを活用できるという話が出ています。このL I N Eを活用することについては、今、原課のほうで検討させていまして、これが活用できるようになれば、L I N Eを使ったいろんな瓦版を出していけないかというような方向性は原課のほうに指示をしていますので、これについては今後開発に入っていく形

になろうかと思っております。

それも含めた中で、近い将来、何とかスマホ版のホームページ、それから今言われているような標準アプリですね、これを検討していきたいというふうに考えておるのは事実でございます。

最近、家にパソコンを持たず、ケータイを使って、それで全てこなすというような時代が来ていますので、時期を見ながら、ゆくゆくはホームページも全てをそちらに移行するというような方向性も検討していく時期が来ると思っております。それともう一つは、各家庭の負担をできるだけしない形で移行ができることを進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

将来に向けていろいろ考えていただいているということでございまして、答弁を聞いてちょっと安心したところではございます。

先ほど町長からもございましたが、総務省の令和6年の通信利用動向調査がございまして、この資料では、スマートフォンの保有状況について、世帯の保有割合というのは90.5%となっているんですね。個人の保有割合というのは、既に8割を超えた方がスマホを使っておられるということなんですね。なので、SNSであるとかインターネットを介して閲覧される方というのは、その割合でいきますと、81.9%の方がインターネット内で検索されているということなんです。

今、本町のタブレットの大きな課題は、各家庭で設置されているところがあっても使用の仕方が分からないという方がおられるんです。

以前、私が訪問させていただいたお宅も「あるんです」と言われるんですが、「これで動画が見れるんですよ」、「議会中継も見れるんですよ」と言うんですが、どう

したらいいのという話なんですよ。

先日行かせていただいた伊根町では、タブレットを操作する教室を何回も開いて慣れていただいているということなんですよ。そこがやはり本町としては弱いところなんですよ。品物は渡すけれども、後は勝手にやってくださいということになっているので誰も利用しないということだと思っんです。これが使用の仕方も含めてですね、そうした教室を開くことによってもう少し普及していくのではないかなというふうには思うわけですが、ただインターネットのネットワーク環境が整わないといけないということもありますから、やはり将来的には今、町長がおっしゃったように、モバイルで見れるような、スマートフォンで閲覧できるようなシステムにしていく必要があるのかなと。そのほうが多くの住民の方が見ていただけることにもなりますし、そういった方向で今後検討していただいたほうがいいのかなというふうに思います。

ただ、一つ苦言と申しますか、今の行政情報発信システム、以前も不具合の部分をお伝えしました。広報を開くとまだ2023年3月が出てくる。町からのお知らせというところがあるんですよ。今のシステムね、お知らせが届いたときは見れるんですが、それを確認します。戻すを押すと一切お知らせを確認することはできないんですよ。伊根町はさっきいただいたように、過去のも全部見れることになっているんですよ。

そういう意味では、やはり今の本町のタブレットのシステム自体にもいろいろ問題がある。ホームページにまだ地域力推進課というのが表示されていますし、情報についても更新していただくように、そういったところも指摘をしているわけですが、なかなか直ってない。

この原因としては、やはりそういったシステムを操作できる職員の方が少ないのか、それとも手が回らないのか、それともやる気がないのかということになるわけですよ。なので、幾らいいシステムを導入したとしても、それに対応できる職員をどう配置していくか。また、条例でもそうですが、やはり常に新しい、更新をかけられるような体制づくりというのが必要になりますから、ですから、それも併せて今後しっかりと

やっていただきたいと思いますが、町長、その辺りのお考えはいかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

私のほうから答弁させていただきます。

和東町の情報配信につきましては、昭和57年にCATVを配したときに始まった話でございますが、現課各1人1人がカメラマンであり、1人1人がキャスターであるというような形で動いておりまして、その伝統が今でも残っている形でありますので、それはよきにし悪きにし、各課の担当がしっかりと更新するというような形で今も動いていますので、この点については、定例会で公式の場で指摘を受けておりますので、もう一度、各課の担当課長、それからまた担当職員に対して注意喚起をしたいというように思いますので、その点についてはご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

ぜひ、そこは早急に対応をお願いしたいと思ひます。

今、来年度に向けて後期計画に基づく予算査定を進めていただいていると思ひます。次年度に向けて査定をされているわけですけれども、この計画がね、先ほど申しましたような状況ですと、その計画を本当に予定どおり進んでいくのかなという不安に思ひうわけです。なので、やはりそこはしっかりと各課の課長はじめ職員の方が対応していただくことで、住民にとってもやはりまずはよくなるなという安心感につながりますから、ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思ひます。

私もこれまでいろんな形で大きな予算のつくものから、必要なものから小さなことまでいろいろと要望なり提案なりさせていただきました。多くのことを実現していた

できました。これにつきましては感謝もしておりますし、また、そのことで住民の方からも喜んでいただいております。ですから、しっかりとそういった対応をしていただくことで住民の方も喜んでいただけたと思いますので、ぜひそこは努力をお願いしたいと思います。

そういうことで、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

以上で、高山豊彦議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから11時16分まで休憩いたします。

休憩（午前11時06分～午前11時16分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

山本達也委員。

○3番（山本達也君）

山本でございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき、質問をさせていただきます。

第1番に、和束町の移住就農者獲得のための取組はということで、全国で開催されています就農イベントというのは各地で開催されているわけですが、そのイベントに対しての我が町の参加実績等はいかがでしょうか。

2番目に、農家の後継者問題に対する新規就農者のマッチングの実態報告を聞きたいと思います。

3番目に、耕作放棄地問題に対する新規就農者のマッチングの現状はどうかということをお尋ねします。

大きな2番としましては、林業の活性化において現在の取組と森林樹木の有効活用について、今後の施策についてお伺いします。

3 番目に、今年度の企業誘致件数及び誘致された企業の名称ですとか、業種、売上げ、雇用規模、事業開始時期ですとか、そういったものについて分かる範囲でお答えいただければと思います。

4 番目に、グリーンスローモビリティなどの観光ルートが、汚い部分もあつたりとか、草刈りができていないとか、清掃について、今の頻度ですとか状況というのはどうなのかということについてお尋ねします。

5 番目、これは最初に町長のほうからお話がありましたけれども、「お茶の京都グリーンライナー（和東急行線）」の利用実績について、詳細をお尋ねします。

6 番目、W a z C a r の運用で高校生の通学利用定期券を発給できないかということでお尋ねをします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

それでは、山本議員からいただきました一般質問、1. 和東町の移住就農者獲得のための取組は、2. 林業の活性化において現在の取組と森林樹木の有効活用について今後の施策は、3. 今年度の企業誘致件数及び名称、業種、売上げや雇用規模、事業開始時期は、6. W a z C a r の運用で高校生の通学定期を発給できないかについて、私のほうから答弁させていただきます。

まず、1 番目の和東町の移住就農者獲得のための取組はについてですが、和東町では、農業法人が新たに就農希望者を雇用し、研修を実施する際は、資金を助成する制度があります。農業就業や独立就農に必要な技術や経営ノウハウを習得させるための研修を支援し、担い手の確保や持続可能な農業経営を促進することを目的としています。

また、農業次世代人材投資資金給付金事業により、就農前の研修期間及び経営が不

安定な就農直後の所得を確保し、資金面と生活面を支える助成制度や担い手確保・経営強化支援事業など、就農者支援の補助事業を京都府と共に伴走支援など行っています。

また、まちづくり応援課が所管する新規就農者に対する補助金につきましては、「和東町移住支援金交付要綱」があります。これは、東京圏から和東町に移住し、就業など条件を満たした方に最大で100万円の支援金が交付されるもので、就農に関する条件として、和東町の関係人口の要件を満たしている方が対象となります。

事業補助メニューなど詳細につきましては、おのこの担当課長から答弁をさせます。

次に、2. 林業の活性化において現在の取組と森林樹木の有効活用について今後の施策はについて答弁させていただきます。

林産物については、議員もご承知のとおり、生産に長期の時間がかかるだけでなく、近年は安価な海外原材料に押され、また、山林からの副産物も年々減少傾向にあり、業界全体が昭和40年以降、冷え込んだ業界となっています。本町ではこのような現状の中、湯船地区で森林を活用したアウトドア活用などに目を向け、森林公園整備などを行ってきました。

また、この湯船地区は、松の群集林などが存在することから、新たな活用方法がないか模索しているところで、京都府森林組合連合会などの指導を受け、一昨年から「マツクイムシ防除」などの作業を再開するなど、即効性はありませんが、着実に進めたいと考えています。

次に、3. 今年度の企業誘致件数及び名称、業種、売上げや雇用規模、事業開始時期はについてですが、景観行政を推進する本町にあって、工場誘致や再生可能エネルギー施設、いわゆる太陽光発電などについては景観を害することの一端となることなどから、本町に進出を希望される企業については、農地保全も含め、厳正・厳格に指導させていただいているところです。

数年前から企業誘致に取り組んでいるところですが、質問の名称、業種、売上高、

雇用規模、事業開始時期につきましては、現時点で公表させていただける企業はおられません。茶業関係、アパレル系の飲料関係、芸術作家など多岐にわたり、企業・個人、十数社と和東町での事業進出の協議を現在重ねているところで、第5次総合計画における「オープンエアミュージアム」構想に取り組んでいるところです。また、ここ数年では、ゲストハウス、飲食関係の事業開始をされた方が十数人おられます。

最後に、6. W a z C a r の運用で高校生の通学定期を発給できないかについて答弁をさせていただきます。

現在、高校生のW a z C a r 通学利用につきましては回数券方式ですが、指定の奈良交通バス停で乗り換える場合、通常料金片道1回200円のところ10枚つづりで700円、1回当たり70円で乗車できるようになっています。

また、宇治田原町の維孝館中学校前バス停までは通常料金片道1回900円のところ10枚つづり3,000円、1回当たり300円で乗車できるようにもなっています。

現在W a z C a r の高校生利用についてはほとんどない状況ですが、周知を含め、来年度の運行に向け「茶源郷和東交通運営協議会」で協議を行うだけでなく、運行を受託しているN P O ゆぶねも、独自努力として和東中学校へのP R 活動や乗車体験などを行っていただいています。

定期券の発行につきましては、利用状況などを勘案しながら、W a z C a r 定期券についても検討する必要がある時点を見極めてまいりたいと考えています。

なお、定期券発行につきましては、「和東町路線バス対策協議会」、「和東町地域公共交通会議」に諮り、その後、京都運輸支局に申請をするという形を取って許可となりますことを申し添え、山本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、事務的な内容、各種事業、補助制度等につきましては、おのおのの担当する課長のほうから答弁をさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

北建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

それでは、私のほうから、山本議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、初めに、大きな1番、和東町の移住就農者獲得のための取組はの（1）全国で開催されている就農イベントへの参加の実績はについてですが、現在までそういったイベントへの参加はございません。農地の貸借や所有権移転といった問題もあり、いまだそこまで踏み込んだ取組をしていないというのが現状でございます。

（2）農家の後継者問題に対する新規就農者のマッチング実績はについてですが、近年の10年間では、新規就農として12件の方々が町等の補助金等の支援を受け、現在7件の方々が就農されております。ここ数年の茶業の好景気もあり、今年度も5件の新規就農の相談があり、今後も少しずつ相談件数や新規就農の後継者が増加するものと思われまます。

次に、（3）耕作放棄地問題に対する新規就農者のマッチングの現状はについてですが、耕作放棄地は農家が何らかの理由で耕作されなくなったところなので、放棄されたところにつきましては、すぐには和東町として把握はできず、また、大抵は耕作に不向きなところがほとんどでございます。今年度から利用集積の関係で京都府の農地中間管理機構が農地の貸借を担っており、これまでは貸借につきましては、所有権移転などは各農家間で協議し、和東町の農業委員会に許可申請が行われているというのが現状でございます。

次に、大きな2番の林業の活性化において現在の取組と森林樹木の有効活用について今後の施策はについてですが、現在、林業を営んでおられる方は本町では把握できておらず、森林については、間伐や樹木の状態など森林組合に業務委託し、森林の維持管理を行っていただいているところでございます。

森林樹木の有効活用につきましては、伐採や運び出し、運搬など費用がかかり過ぎ

ると聞いており、地元産の樹木の活用については、利活用していただけるよう、先ほど町長の答弁からもありましたように、京都府の森林組合連合会からの指導や、また、和東町の森林組合と協議等を重ねていく中で、今後の利活用について検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、大きい4番でございます。グリーンスローモビリティなどの観光ルートの草刈りや清掃について、今の頻度と現状はについてでございますが、現在、町内各所の除草等は、年間を通じ、会計年度任用職員を雇用し行っているところでございます。清掃につきましても、ごみや空き缶等、環境衛生課を中心に、会計年度任用職員を雇用し、町内を順次回っているところでございます。観光ルートということではなく、町内の町道・府道等、法面等について、京都府とも連携しながら随時行ってまいりますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

以上、私から山本議員への一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、私のほうから、山本議員からいただきました一般質問の大きな1. 和東町の就農者獲得のための取組はの（2）農家の後継者問題に対する新規就農者のマッチング実態はについて、まちづくり応援課所管の和東町移住支援金交付要綱についてご説明申し上げます。

この要綱ですが、東京都区部に5年以上居住された方や東京圏内に居住し、5年以上にわたって東京都区分内の事業所で就労や大学等に就学されていた方が本町に移住する場合でございますが、就労等に関する要件の一つとして、農林漁業に就労する場合で、和東町に近居や遠居等ルーツがあることや和東町に宿泊したことがあることや和東町内事業所で就業経験があることなどの関係人口を目指す条件がある方がこの支援金交付の対象となります。

支援金の交付額ですが、単身の方で60万円、世帯の申請の場合は100万円となっております。

なお、就農以外の就業条件も含めまして、本交付金の申請者は現在のところございません。

続きまして、山本議員の一般質問の5番目、「お茶の京都グリーンライナー（和東急行線）」の利用実績はについてお答えさせていただきます。

京都京阪バスの「お茶の京都グリーンライナー」につきましては、9月2日から10月26日の土日・祝日と及び11月2日の茶源郷まつりの日の合計20日間運行されました。グリーンライナー全体ですが、宇治田原町内の路線も含めまして、全体の路線の乗車人数は729人でした。そのうち宇治市、宇治田原町と和東町の間で乗られた方が624人でした。和東町・宇治田原町方面を結ぶ便ですけれども、1日当たり平均乗車数が31.2人ということでした。

グリーンライナーですが、朝と夕方1便ずつ和東町とJR宇治駅までを結んでいる便で、そのほかの便は、和東町と宇治田原町の間を往復しておるとのことです。

利用が一番多かった日ですが、やはり茶源郷まつりの日です。1日で128人の方が利用されています。

また、京阪グリーンライナーの利用促進策といたしまして、奈良交通バス利用者と同様に、グリーンライナー利用者も和東町の観光案内所から発車しておりますグリーンスローモビリティの乗車料金の割引を実施しましたところ、これまで延べ36人の利用がありまして、10月の利用者に限ってみますと、奈良交通バスを利用してグリーンスローモビリティを利用される方より多くの方が利用されていたという状況です。

また、続きまして、山本議員からいただきました一般質問の大きな6. W a z C a r の運用で高校生の通学定期を発給できないかでございますが、これにつきましては、

先ほど町長からご答弁申し上げましたとおりでございます。

以上、山本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

議長のお許しを得ましたので、自席にて着座で質問させていただきます。

ありがとうございました。

まず、1番目ですね、和束町の移住就農者獲得のための取組ということで、今、各地で、いろんな取組で就農者を獲得するための相談会ですとかということが開催されています。大きな民間の例えばマイナビの新農業人フェアがあったりですとか、あとは小さなところだと、鳥取県の北栄町というところが就農営農相談会というのを開催していたりとか、全国で市町村を問わず、獲得のために動き出しているのが実態です。

よく移住者とも話すんですけれども、この町、いつまで茶畑があるんでしょうかと。やはりその中では、実際、茶農家さんに手伝いに行かれた方もいらっしゃる、非常に高齢の方がやっていたらと。あの方が今後10年続けて茶農業をやらない。それが耕作放棄地になると。そうすると、ここの和束の茶畑の景観というのが本当に何年後まで保たれるんでしょうかというようなことが非常に心配されている。皆さんはやっぱりこの茶畑の景観、この空気感、それに憧れてといいますか、魅せられて移住してきた方も多いんですけれども、非常にその辺を心配されているということもありまして、私も実際心配していますし、若い地元で住んでいらっしゃる方も時々そういう声を聞いたりします。

その中で町として、確かに、金銭面も含めていろんな支援策があるんですけれども、そういったことがどこまで町外のそういう就農したい方に届いているかという実態把握はされているでしょうか。いかがですか。

○議長（畑 武志君）

北建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

町外の方へどれぐらい届いているかというご質問ですけれども、それにつきましては、正確に数とかいうようなものは把握しているものではございませんので、今、手元のほうにも何もデータのほうは持っておりません。

○議長（畑 武志君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

そういうことだと思います。結局、いろんないい支援策がありながら非常にもったいない、告示がされていない、皆さんが知らないという中で、今後どういった形で新規就農者を獲得していこうとしているのかというのが非常に疑問なんですね。その具体的な策として、これからどういうふうに、そういった就農者を獲得するための手段を持っているのかですとか、どういう施策があるのですとか、そこに対して例えば予算が必要であればどういう予算を取ろうとしているのかというのが必要になってくると思うんですけれども、その辺のところは具体的に何か案とかございますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

理事兼建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今の補助制度等につきましてはホームページ等では出しておるんですけれども、ただ、山本議員おっしゃるとおり、だからと言って、全国町外の方がそれを見据えた中で和東町にすぐにやってくるのかというのは甚だ疑問の残るところではあると思います。

先ほど答弁の中でも申し上げましたように、荒廃地以外でも農地の利用集積等が今

年度から始まりまして、行っているところでございます。一定、農地の現在の状況等も把握した中で、そういうこと導入できないかというところで今後検討していきたいと思っております。

まずは就農していただくにつきましても、やはり荒廃地といえども民地でございますので、そちらのほうを貸していただけるのか、もしくは譲渡移転、有償でもしていただけるのかというところも必要になってくると思っておりますので、そちら辺のことも踏まえた中で、農業委員会また関係各所と協議していた中で今後検討していきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

今までも結構こういう質問をさせていただいて、ずっと検討されている状況で、その状況が変わってないんですね。最初申しましたような、そういった就農イベントというのを積極的に活用して、町外へそういう発信というのは非常に大切なことだと思いますし、出展されてる自治体を見ますと、実際の担当者ですね、結構多くの出展者が参加されたりしていますので、そこで本当に就農者獲得のためにこの町は動いているのかというところは疑問に思いますし、今言ったように、ずっと検討しっ放しで、その答えがずっと出てないっていう状況でもありますから、この町の景観を維持するためにも、そういった就農者の方ってこれから絶対必要になると思うんですね。

いわゆる人工の景観ですので、それを守るための取組として、そういった新規就農者をより広く多く集めるということ、もちろんそこには住まいの問題ですとか、暮らしの支援の問題ですとかあると思うんですけれども、まちづくり応援課のほうの空き家を何とかもっと広く提供してもらえる空き家があるのに、実際には空き家バンクに登録されてない空き家だらけですよ。そういった掘り起こしも含めて、もっと積極

的にやっていただくことはできないのかなと常に思っているんです。

一つ案としまして、そういった方々をより働きやすくするための住環境、生活環境ももちろんなんですけれども、農業するための基礎知識ですとか、そういったものを提供するのを農業法人とか法人任せ、農家さん任せではなくて、町が何かプログラム化をするということはどうでしょうか。

○議長（畑 武志君）

理事兼建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

山本議員おっしゃるとおり、たしか私の記憶では、この3月にも同様の質問いただいていたと思います。

先日、町内部でもそこら辺のお話は一部検討に上がっておりまして、町長のほうから、全国各地でこういうフェアをやっているというのをお聞きしてたので、私のほうでもいろいろ調べさせていただきました。現状、確かに農業法人なり農事組合なりが中心となってそういうところでやっておられる中で、確かに地方の行政機関についても、そういうところでのフェアの出展をされているという実績とか調べて承知しているところがございます。今後、当然ながらそういうところも検討していかなければいけないと思います。

確かに、おっしゃられるとおり、検討ばかりでなかなか前に進んでないというのが現状でございますけれども、今はそういうことを言っていられないぐらいに担い手不足というのは全国的にも言われておるところでございますので、そちらについては早いうちに一定そういうような方向、予算の関係もございますが、進めていきたいと思っております。

今の町のほうでのプログラムということでございますが、茶業につきましては、町の中でプログラムということではございませんけれども、茶業研究所なりというところ

に和東町から一定推薦をさせていただいて、そちらのほうで研修のほうを受けていただいているという実績がございます。現在もまた同様の形で、今年度も1名の方がそのような形で町のほうに相談に来られたので、議長のほうからそちらのほうへの推薦という形を出させていただいてやっているところでございます。

ただ、なかなかそういう機会、また、そういう方がどんどん来られるかという、なかなかそういうことではなく、数年1回に来られるぐらいの程度でございますので、町のプログラムができるかどうか分かりませんが、農家また農業委員会等々と協議した中で、できるだけ町の内部で確かにそういうような方を育成できるようなプログラムを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

ホームページに告知もするという事なんですけれども、一つ案としまして、今の例えば住宅支援ですとか、あとは金銭的な生活支援ですとか、研修プログラムですとか、それを一つの図に起こして、和東町に来れば住むところはこういうふうになりますよ、生活支援をこうしますよ、研修プログラムもありますよというのを一つの流れとして見せて、安心して新規就農ができるようなことを表に見せるといいますか、ばらばらで今、分散して、実際にその方が一つずつ探さないといけないような状態ですよ。探さなくても、一目見ればそれだけが一通貫で就農まで行けるといような、何かそういう表示といいますか、ホームページにも、そういったことをちょっと考えていただいて、いいことをされているので、広く告知をしていただきたいと思います。

では、2番目、林業の活性化についての話です。

現状の取組ということで、確かに運搬ですとかですね、そういった費用がかかるといことを聞いておきまして、今は間伐した後もそこに間伐材を置いたままになって

いるという話なんですけれども、実際どれぐらいの費用がかかるというのか、具体的などれぐらいの量でというのが分からないんですけれども、今、間伐されている材木ですね、それを運び出すといったときに、ざっくりでいいんですけれども、大体概算でどれぐらいの費用がかかるものでしょうか。

○議長（畑 武志君）

理事兼建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

私もざっくりといっても、私も見積もりを取ったわけでもないのですが、聞き及んでいるところなんですけれども、まず山から出すのに、例えば道沿いでしたらそれほど問題はないのかと。山の上のほうでしたら、ただ運搬といっても、例えばヘリコプターを呼んで運搬しなければいけないという場所も出てきますし、和東町は大半そういうところになってくるのかな。というのは、木を細かく切って運搬するというわけにいきません。やはり材木として使うならば太い長いままでということになってきます。そうすると、やはり運搬に何百万円かかってくるというような話は随分以前に聞いたことがございます。ですので、その周辺でまとまった材木とかを切り出して、その近くに加工場とかがあってということの流れの中でいけば、そういうこともあるのかなとは思いますが、そういうのがなく、例えば、加工場までの運搬が、町外じゃなくて、場合によっては他府県まで行かなければいけないということになってきますと、相当大きなトラックが必要になってくる。そちらのほうでもやはり運搬コストは相当かかってくるというふうに聞いているところでございます。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

はい、ありがとうございます。

そういう木材をどういうふうにするかということ、どうやって出してくるかというところですね、こういったことも先ほどの事業者ですね、そういった法人を誘致するような政策とか、そういったものというのは今はないでしょうか。

○議長（畑 武志君）

理事兼建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

林業関係また木工関係の企業誘致についてですけれども、特にそれに特化してどうしているというものは今現在ございません。ただ、おっしゃられるとおり、和東町は茶畑だけではございませんので、森林はたくさんございますので、保安林の関係でなかなか伐採等はできないところも多々あることはあるんですが、それ以外のところについては、やはり今後の利活用、特に地元産の木材の利活用というのは、考えていかないと、ただ朽ちるの待っているだけとか、間伐して、ただそれを捨てていだけってというのは、さすがにとってももったいないことでもございますし、和東町の財産でもございますので、それについては今後どういう利活用の仕方、また企業なり、そういう事業者へのつなぎ方等を模索してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

はい、ありがとうございます。

和東お茶の郷ですけれども、高級木材の郷みたいな形でもう一つ何かできないかなと思いますので、そういった木材の再利用を含めて、森林の整備をするともしかしたらマツタケがまた出る山になるかもしれないということもありまして、何とか森林の整備と木材の利用ということは、今後もちよっと継続して考えていただければと思

ます。

では、3番目ですね、これは先ほど企業誘致の件に関しましては、いろいろお話があるということで、個人・企業10社ですか、今、協議されているということですが、その協議の中に今の森林伐採に関係もするかもしれないんですが、農業法人のような業種といますか、農業に関する企業というのは入っているでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

関連的に農業に関わるというような話は出ていますので、今の段階でどうこうということとは言えませんが、私のほうから、そういう相談があった場合に特に言っているのは、今の企業、例えばアパレルであろうが、飲食であろうが、そういう企業が原材料を何とか自分とこで栽培したいというような形の方々が結構多いんです。そういう関係からいいますと、その企業の中にアグリ部門ですね、そういう部署をつくって和東町に進出されるのはどうですかというような形でのお声がけをしているのは事実です。そうでないと、なかなか農業的な部分ができない。

先ほどからも出てはいますが、林業にしましても、農業にしましても、和東町の茶に特化した場合、こういう話になりますと、どうしても初年度、2年度、3年度ぐらいは、特に林業ですと20年後ぐらいまで収入がありませんので、それを一気に誘致するのにうちが動き出したとしてもなかなか効果が出ないというところもございますので、そういうことも含めた理解を得た形で、うちの職員も1人おるんですけども、京都府がやっているそういう支援関係のところに相談をしていただいて、その上でいろんな部分を合算してうちに来てほしいというようなジョブパークですか、そういうところでお話を受けて話をしてもらっているという現実で、特に軟弱野菜とか、そういうものであれば単年度で収入が出てきますので、一定その部分については楽に行ける

んですけども、企業誘致にしても、1年目、2年目というのはなかなか収入がない中で投資になりますので、その辺は重々理解してもらった形で、いろんな企業誘致に対してお話をさせてもらっているというのが現状でございます。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

先般、多分、おおい町のほうだったと思うんですが、大きなビニールハウスがずらっと並んでいまして、農業法人がトマトを栽培していると。ああいう形で最新鋭の農業といいますか、機械化されたよう、そういったような法人がもし来て、昔、湯船地区はトマトが盛んだったということもありますので、何かそういうことを復活させるような、農業のほうでも何か法人が来て、この町の言わばデメリットである耕作放棄地ですとか、マイナス面をプラスに変えるような法人の誘致、それを何とか進めていただければというふうに思います。

次、グリーンスローモビリティに関しては、先ほどお答えいただいたとおりで、特に観光ルートは景観を大事にしてるまちだということアピールするのに草がぼうぼうのところを走っているみたいなことが若干見受けられますので、できるだけそういったところがないように、きれいにしていいただければと思います。

5番目のグリーンライナーにつきましても、先ほどお話しいただいたように、詳細ありがとうございます。

最後6番ですね、これはW a z C a rの運用ということで、高校生の通学利用できないか、これなんですけれども、ちょっと高校生お持ちの親御さんにヒアリングをしたときに、どうしても非常に費用がまずかかると。先ほどおっしゃられていた割引券はあるんですけれども、今、木津高校に通っている方というのはかなり少なく、やっぱり京都市内ですね、特に授業料の無償化とかが私学でも進んできていますので、京都市内に行かれる方が多いという中で、今W a z C a rを利用して、例えば宇治田

原町の維中前ですか、そこまで行ってバスに乗り換えて、電車に乗り換えてというようなルートで行くと、かなりの交通費がかかってしまうというのが実態なんですね。

できればその親御さんが言われるには、せめて宇治駅までですとか、京田辺駅までですとか行ってもらえたらうれしいということですがけれども、今はそれは無理だということで、その中で今W a z C a rというのが朝に定期運行する形ですかね。定期運行されている中で、今の高校生の家庭とか、高校生を対象にした運行をするために、何か利用実績を上げるために、そういったマーケティングといいますかリサーチというのは実際されているのでしょうか。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○町長（馬場正実君）

山本議員の一般質に答弁させていただきます。

奈良交通のバスの定期券の助成をしていると同様、京阪バスにつきましても、乗られた場合については一定の補助を出していくということについては検討はしておるところでございますし、もっと言いますと、今、N P O Y u b u n e が走っている部分につきましては、一定、高校生が定時の授業終わって帰ってくる時間帯については定期便を走らせてくれています。そういうところもありますので、一応うちとしては一定の努力はさせていただいていますけれども、今言われるように、路線バスのところにうちの運行が入っていくと民業圧迫になりますので、この辺りのところはやっぱり十二分に注意をしながら、また理解を得ながらということになると思います。

一応うちとしましても、例えば、宇治市とか城陽市、京田辺市とそういう話ができるいくんであればそういうことができると思いますけれども、これも各自治体ごとのいろんな状況もありますので、うちが和東町を出る間、奈良交通でいいますと、井平尾から加茂駅の間、京阪バスでいいますと、宇治田原から京田辺であったり城陽であったり、それから宇治であったりと、この間についてはなかなか難しい部分があります

ので、できるだけ利用率を上げることと、そこの自治体ともし手を組めればそういう話もできるかなと。

この一旦としましては、今、京田辺市のほうから多賀駅への運行を何とかならないかと、井手町が動いてくれています。それに関して、多賀で止めるのではなくて、和東まで何とか引っ張ってほしいという形で共同の要望を提出するような形も取ったりとかもやっていますので、この辺りで、現時点ではご理解願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

決して民業圧迫ということをし置いてやってくれということをしていませんので、それは理解していただきたいんですけども、例えば、高校生が帰る時間というのはかなりばらばらだと思うんですね。クラブ活動もされている方、していない方があるので、ただ、行く時間はある程度限定して、もちろん融通も利かせてもらわないといけないですけども、2便なのか3便なのか分からないですが、その辺の時間はある程度は絞れるのかなと思ってしまして、そういったリサーチというのを一度試してみてもどうかと。

そうすると、乗合の利用も含めて、朝の利用が増える可能性もあるのかなということで、そういった作業は最初されたかなということをちょっとお伺いしたかったんですけども。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

山本議員からいただきましたご質問にお答えさせていただきます。

今年度5月から6月にかけて、高校生に対しまして、利用の希望とか、どういうふうな利用されているかという調査をさせていただきました。回答件数が54人中26

人と半分程度であったというのと、京都市内方面へ通われている方の数は少なかったということではございますが、そうした利用実態というのもつかんではおるんですけども、また利用される時間帯もばらばらということもありましたけども、乗られる時間、送迎される駅とかもばらばらということもありましたので、また、その辺も含めまして、今後、利用実態を把握するための調査というのは引き続き必要かというふうに考えております。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

ここで書きました定期券というのはそういう意味で、常に毎日乗られる方がいるという実態を把握できれば、ある程度その方に対しての定期券発給はできるのかなと。

今の京都京阪バスの定期券を見ていても、1か月、3か月のほかに1学期、2学期、3学期という通学定期があるんですね。そういった形で、学校のあるときだけの定期券発給ですとかいうのも可能なのかなと。これはあくまで常時乗る方があるという場合ですね、そういったリサーチをして、常時乗る方を増やしていくといたしますか、固定客を増やしていくようなこともW a z C a rの利用率に上がるのではないかなというふうに思っておりますので、その辺もご検討いただければと思います。

私からの質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

最後の質問に対してですけども、現状をいいますと、N P O Y u b u n eの方で和東中学校の方に出向いてそういったP Rを行っていただいています。先ほど言われたように、小学生も含めてですけども、今まで和東中学校から木津高というのが当たり前の進学になっていましたけども、小学区制が無くなった関係、学域が広がった関係

もありまして、その分も含めて、受託団体でPRをしたり、和東町のほうからもそれを後ろから応援したりしていますので、今後、理解が得られて動き出したら、またそういうことについては検討させていただきたいと思いますので、その点をご理解願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

以上で、山本達也議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午後0時01分～午後1時30分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

その前に、午前中の山本達也議員の質問に対し、町長より訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

失礼します。

先ほど午前中の一般質問で、山本議員の質問の中の京阪バスの高校生の定期券の件につきまして、私のほうで検討しますという回答させていただきましたが、既に予算化し、対応しておりますので、その点、答弁に間違いがありましたことをおわび申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これより一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

す。

第1に、地域医療を守る取組について伺います。

一つ目に、国保診療所の医師確保、診療体制の維持についてですが、この間、明らかになった医師の辞職意向を受け、来年度以降の医師確保、診療体制維持へどのように取り組まれているでしょうか。また、めどはあるでしょうか。これは午前中の高山議員の質問にも重なりますけれども、改めて明確な答弁をお願いします。

また、今回のような事態を繰り返さないための今後の対策をどうお考えか、答弁願います。

二つ目に、山城総合医療センターを守るためについてですが、この間、厳しい経営状況にありますが、その原因をどのように見ておられますか。

根本原因は、国の医療費削減方針による診療報酬の低さがあり、大幅な引上げを要請すべきではないかと思いますが、答弁を願います。

第2に、公共交通の充実をについて伺います。

一つは、W a z C a r の改善について3点要望します。

1点目に、乗務員の安定的確保へ身分保障の抜本的改善を求めます。

2点目に、料金の見直しとして、町内一律料金、そして料金の引下げ、回数券の発行を求めます。

そして、3点目にドアツードアでの運行を求めます。答弁を願います。

二つ目は、J R 加茂駅での鉄道と路線バスとの連絡不調の改善についてです。

J R の遅延で路線バスとの連絡が不調となり、乗客を取り残してバスが発車するケースが度々発生しております。住民から柔軟な対応を求める声が度々出されておりますが、改善されておらず、改善実施へ町としても関係機関に要請していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目は、高校生通学費補助を拡充し、バス定期代の全額補助、鉄道定期代補助の実施を今後ぜひしていただきたいと思います。答弁を願います。

第3に、府教育委員会の府立高校再編方針についてどう考えるかについて伺います。

府教委が今年3月に発表した「府立高校の再編整備の考え方」では、今後、府内全域で統廃合を進める方針を明らかにし、現時点での「再編該当校」の対象に相楽地域の木津高校も含まれておりました。この再編方針についての町長の見解を伺います。

「地域の高校」である木津高校が仮に統廃合されれば、子どもたちの進路への影響だけでなく、和東町の将来のまちづくりにも大きく関係すると考えております。「統廃合ありき」の動きに反対していただき、地域の拠点として、高校を生かす立場で府に要請をしていただきたいと思いますと考えますが、いかがお考えか答弁願います。

第4に、「非核三原則」見直しの動きに反対をについて伺います。

高市政権は、「安保3文書」改定に合わせ、政府が「国是」としてきた「非核三原則」の「持ち込ませず」を見直す検討を進めております。これは唯一の戦争被爆国としての責務も核兵器廃絶の立場も放棄し、核抑止への依存を高め、核戦争や核攻撃の危険を拡大する道であり、到底許されないと考えます。町長の見解を伺います。

「非核平和宣言の町」の町長として、「非核三原則」見直しに断固反対し、政府に対し非核三原則を堅持するよう要請をすべきと考えます。明確な答弁を求めます。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、岡本議員からいただきました一般質問について答弁をさせていただきます。

第1地域医療を守る取組、第2公共交通の充実を、第3府教委の府立高校再編をどう考えるか、第4「非核三原則」見直しに反対をについて答弁させていただきます。

最初に、地域医療を守る取組についてですが、住民の健康保持に欠かせない医療体制は欠かせない公共事業であり、住民サービスと考えており、和東町は国保診療所を運営、国保山城病院への加入する自治体として、非常に重要な事業であると考えてお

ります。しかしながら、コロナ感染症発生以来、感染症リスクなど国民的意識の変化から診療・診察控えの傾向が広がり、受診者減少傾向から病院経営は悪化しているのが現状で、全国的な社会問題となっています。

山城病院におきましても同様の状況であり、急性期医療におきましては、相楽中部消防本部と連携した急性期病棟患者、いわゆる救急応需率の向上や、地域包括ケア病棟・回復期リハビリテーション病棟の安定稼働に向けた取組、健診センター機能の充実などの取組を行っていただいているところですが、まだまだ経営の改善には至っていないところがございます。

また、和東診療所におきましても、急性期医療だけでなく回復期医療にも着目し、今回の診療所開設時には回復期医療機器を導入、新たな取組をはじめ、本年度当初からリハビリ専門医などの支援協議を始めるべく、今後事務的協議に着手したいと考えています。しかしながら、議員ご指摘のとおり、国が定める診療報酬の低さが病院経営を圧迫していることも要因の一つにあると考えるところもありますが、今回の補正予算に計上させていただきますが、以前に比べますと国民健康保険特別会計における一般被保険者医療給付費負担金の大幅な減額等にも顕著に表れているように、よく言えば健康な方が多いという判断になりますし、取り方を変えれば受診控えをされているという判断となるところで、地域医療については、医療圏域なども考慮した病院の在り方、経営方針を時点時点で見極めていくことが重要であると考えています。

次に、２．公共交通の充実をについて答弁をさせていただきます。

現在、和東町における地域公共交通につきましては、議員ご承知のとおり、奈良交通バスの定期便、また、W a z C a r を運行しています。今年度は諸般の報告で報告させていただきましたように、京都京阪バスの観光路線・お茶の京都グリーンライナー（和東急行線）が和東町まで延伸され、期間限定ではありましたが、J R 宇治駅と和東町が乗換えなしで結ばれ、新たな路線ができたほか、新たに京田辺から山城多賀を經由、和東町の路線の開拓に向け、井手町と一緒に要望していく調整を行っています。

次に、3. 府教委の府立高校再編方針をどう考えるかについてですが、和東町長としての見解をお聞きいただいているところですが、府内首長間でも話題に上がっている案件でもあり、特に京都府中・北部では、相対的に私学も含め学校数や生徒数が少ないなど、他の要因も含め、注視されていると聞き及んでいます。

今回は私の見解ということなので、率直に申し上げますと、木津校1校の問題ではないと考えていまして、府立高校の学区制弊害解消依頼、生徒が望む学校に行くことができることが一番重要なことであり、統廃合ありきは別にして、この多様性社会において、生徒本人が望む教育が受けられる教育環境整備を、第1に考えるべきだと考えています。

最後に、4. 「非核三原則」見直しに反対をについて答弁をさせていただきます。

核兵器を「持たず」「つくりず」「持ち込まぜず」は、1967年、佐藤栄作首相の国会答弁に始まり、「政策上の基本方針」として、言われ続けてきたことで、憲法9条では、「武力による解決の放棄」、「戦力の不保持」と定められ、密接な関係性があると考えています。

また、世界で唯一の被爆国である日本において、「核」の脅威を身をもって体験した日本にとっては、世界に対し核兵器の根絶を訴えていくべきではないかとも思っています。しかしながら、日本の周囲では、「北朝鮮の脅威」、「台湾有事」など、連日のようにニュースになっているのも現実で、武力による抑止力強化を求める声が少ないのも現実であり、賛否が問われるなど多種多様のご意見があることも承知しています。

私の思いは以前にも述べましたとおり、国防は武力で解決するのではなく、政府間における外交対話での解決強く望むもので、ご質問の「賛成」「反対」などの議論に至らないことを強く願っています。

以上、岡本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

その他の答弁につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきますので、

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、私からは、岡本議員からの一般質問、大きな1の（1）国保診療所の医師確保、医療体制維持をの①診療所医師の辞職意向を受け、来年度以降の医師確保、診療体制維持へどう取り組んでいるのか、めどがあるのか、②今回の事態を繰り返さないための今後の対策はについて答弁させていただきます。

先の高山議員の一般質問への答弁と重複するところが多いことをあらかじめおわびいたします。

現在の医師が抜けた場合の体制について、現在、急を要しながら人材の確保に対応しているところでございます。当然ながら、新年度に向け、新しい医師の確保について、山城南保健所をはじめ京都府医療課や府立医大、山城総合医療センターのほうへも掛け合ひまして、一定状況の説明を行い、協力を仰ぎながら医師確保に向けて奔走しておりますところで。

現在の状況は、京都府が窓口となり、勤務条件や給与面の条件提示等事務的な面のやり取りを行っているところでございます。

また、現在、個別に契約いただいております非常勤医師へ今後の継続した勤務やまた、当該非常勤医師の診察日数を増やしていけただけのような交渉をしているところです。新しい医師のめどは未知数ではございますが、先ほども申しましたが、京都府の協力を仰ぎながら奔走しているところでございます。

本町といたしましては、一定、現在契約中の非常勤の医師にも紹介等のお話を投げかけている状況であります。難しいながらも、一定体制の維持、医師の確保に全力で努めているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

引き続きまして、2について答弁をさせていただきます。

私自身、今考えますと、我々事務方との意思疎通が不足していたのではないかと感じていたことも事実でございます。今後、新しい医療従事者が着任となった暁には、コミュニケーションを積極的に取り、医療従事者が働きやすい環境にすることも事務方の今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

また、京都府や府立医大、山城総合医療センターと連携をより一層密にし、今回のような状況が起きても、スムーズに問題解決に至るようにしていくことも今後の検討課題としていきたいと考えております。

以上、私からの岡本議員からの一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、私のほうから、岡本議員からいただきました一般質問の大きな2、公共交通の充実を、（1）W a z C a r改善のために、①乗務員の安定確保、身分保障の抜本的充実を、②料金の見直しを、1）町内一律料金に、2）引下げを、3）全利用対象者に回数券を、③ドアツードアでの運行を、（2）J R加茂駅での鉄道と路線バスの連絡不調改善を、①J Rの遅延でバスとの連絡が不調となり、乗客が取り残されるケースが発生している、改善へ関係機関に要請を、（3）高校生通学費補助を拡充し、バス定期代の全額補助、鉄道定期代用の充実をについて答弁申し上げます。

まず、ご質問の（1）W a z C a rの改善のために、①乗務員の安定確保へ身分保障の抜本的充実をについてお答えいたします。

現在、W a z C a rの乗務員は、運行主体の茶源郷和東交通運営協議会の構成団体でありますN P O法人Y u b u n eの会員が担っております。N P O法人Y u b u n eでは、必要に応じてW a z C a r乗務員を募集し、採用された乗務員の育成を図られております。乗務員につきましては、N P O法人Y u b u n eが直接雇用をされているというところでございます。

続きまして、②の料金の見直しを、1) 町内一律料金に、2) 引下げを、3) 全利用対象者に回数券をについてですが、現在、より多くの方がW a z C a rを利用してもらえるように、引き続き、茶源郷和東交通運営協議会で協議を行ってまいります。その協議がまとまりましたら、和東町路線バス対策協議会、また和東町地域公共交通会議に諮り、その後、京都運輸支局に申請を行って許可を取得することとなります。

続きまして、ドアツードアでの運行をについてお答えさせていただきます。

今年度、W a z C a rの乗降場所につきましては、軽自動車を購入したことから、これまで77か所から106か所に増設し、利便性が高まりましたら、これまでも足の不自由な方などについては、ある程度、家の近くで乗り降りできるような配慮が行われております。今後も乗降場所を増設する方向で現場では検討されております。自宅を乗降ポイントとして登録をしていくことについても、乗務員育成も含めて協議会で慎重に議論をしております。

続きまして、(2) J R加茂駅での鉄道と路線バスの連絡不調改善を、① J Rの遅延でバスとの連絡が不調となり、乗客が取り残されるケースが発生している。改善へ関係機関に要請をにつきましては、この件に関しましては、以前、奈良交通にJ Rが遅延した場合の対応について問い合わせをさせていただきましたところ、運輸局から定刻での発車を指導されているとの回答がございました。それを受けまして、京都運輸支局のほうに、J Rが遅延した場合、バスの発車を待ってもらうことはできないのかということを問い合わせをしましたところ、今回、国の立場では事業者に対しては定時定路線の運行を求めるとしか回答はできないが、実態として、J Rとの接続がうまくいかなければ旅客利便の阻害になるので、事業者と相談の上で適宜対応いただければという回答をいただきました。また、今後、奈良交通及びJ Rと協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、(3) 高校生通学費補助拡充し、バス定期代の全額補助、鉄道定期代補助の充実をについてお答えいたします。

本年9月から相楽東部広域連合教育委員会の高校等通学費補助金の対象路線に京都京阪バスの宇治田原町の維中前バス停から近鉄新田辺駅及びJR宇治経由で京阪宇治駅までの路線が加わりました。現在、高校等通学費補助金の申請された方は10人と、町内の高校生の18.5%にとどまっており、令和2年度からバス定期代が3分の2の補助となりましたが、年々申請者が減少しているという状況でございます。通学定期代の補助につきましては、まずはW a z C a rの利用促進を図り、奈良交通バス及び京都京阪バスの利用者増につなげていくことが必要と考えております。

以上、岡本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきますが、最初に、一番最後に質問いたしましたの非核三原則の堅持について再質問したいと思うんですけれども、今、テレビではノーベル賞の授賞式等が行われておりますけれども、ちょうど1年前には日本被団協がノーベル平和賞を受賞して、大変、世界の核兵器廃絶や、また平和というものを望む人たちに大きなやはり勇気を与えたことがありました。

それから、1年たって、本来ならば政府が率先して核兵器禁止条約にも参加し、そして今ロシア等の核使用なども問いただされている中で、やはり日本が先頭に立って、それでは駄目だということを言っていくという役割こそが求められたというふうに思うんですけれども、今回の高市総理の進めようとしている安保3文書の見直しに当たっての三原則見直しと。そのうちの持ち込ませないという部分の見直しをしたいということは大変大きな逆行だという意味で、私自身は大変憤りを感じているわけですが、先ほどの町長の答弁では、結局、国の問題だみたいな言い方をされましたけど、確認したいんですけど、和東町議会は、昭和63年6月26日に非核和東町宣言をしております。町長もご存じだと思いますけども、四つの項目から成っているんですけ

ども、その一つ目にはどのような項目になっているか教えてもらえますか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

誠に申し訳ございません。1項目について私は今、ここに資料等を持ち合わせておりませんので、細かいところは答弁を控えさせていただきますけれども、非核三原則の宣言町であるということについては認識をしております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

私は質問の中で、非核平和宣言のまちとして見直しに断固反対してというふうに、わざわざそのことを挙げて質問しているわけですから、看板まであるわけですから、その中身についてやっているということはもちろん知っておられると思いますけれども、その中身についてもちゃんと確認していただきたいかと思うんですよね。

ちょっと紹介しますと、その1項目めというのは、和東町は非核三原則、つくらず、持たず、持ち込ませぬの完全な遵守を求めますと書いてあるんですね。ですから、和東町が主語になっているんです。だから、国が守ってくださいと言っているんじゃないくて、和東町は、国がそういう見直しとか今やろうとしてる中ですから、それじゃなくて、ちゃんとこの三原則の完全な遵守を求めると言ってるんですね。ということは、やはりこういった動きがあるときにこの宣言をしている町として政府に対して完全な遵守を求めると言うことが宣言に基づく行動ですし、町長はその宣言に責任を負う立場があるわけです。ですから、政府に完全な遵守を求める責任があります。ですので、国の問題で「賛成」「反対」に自分はどっちも行きませんがみたいな、そういうことではなくて、はっきりこれは完全な遵守を求める側におられるわけですから、具体的に今、政権自身が見直す方向を検討しているわけですから、やはり宣言を生かす立

場で堅持をしてくださいということを町長のお名前でもちゃんと要請していただきたいと思うんですけども、どうですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今言われるとおり、つくらず、持たず、持ち込ませずの話につきましては確かにそのとおりだと私も思っていますし、私の答弁の中でも言いましたように、日本というのは核の脅威を一番よく分かっている、また、これは学校の教育でも取り組んでいただいている内容でございます。「賛成」「反対」ということにつきましては、国政の話の中でどう動くか、どういう力があるかというのはまだまだ分かりませんが、これは日本の国の動きの中にお任せをするという意味の段階であって、私が言いたいのは、核を日本で持ったり使ったりすることについては、この町にはおいては絶対に起こらないということをまず前提に置いた上で、国の流れに一定歩調を合わせなければならぬ、合わせていかざるを得ないのかなと思っているところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それは違うと思うんですね。要は、国がそうやって見直すというふうに言っているときだからこそ、それに歩調を合わせていきますと言うんだったら宣言した意味がないじゃないですか。そうでしょう。幾ら和東町で三原則を堅持します、遵守を求めますと言っている、国がそれに反する方向に行こうとするときに、国はそういう動きだから、しゃあないねというふうになってしまったら宣言している意味がないでしょう。だから国がそういういろんな動きがあるにしても、和東町の町長としては、国に対してこの国是というか、三原則をちゃんと守ってくださいというふうに見ていくことが

この宣言を踏まえた行動なわけです。

ですから、今こういう事態に至ったわけですから、町長としてちゃんとこの宣言に基づいて堅持を求めてくださいと言っているんです。それが宣言を生かす立場じゃないですか。それはできるはずですから、ちゃんとそれをやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

岡本議員のご意見につきましては重々慎重にお聞きしておりますので、この点について私の立場がどう動かすかということについては、今後検討させていただきますけれども、私としましては、国の流れの中では和東町がどういう立場を取るかにつきましては、その宣言を遵守しながら動くべきだと考えておりますので、その点については、住民が一番不幸にならない方向性を見いだしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

住民が不幸にならない方向というのはやはり核兵器のない社会ですし、日本としてこれまで守ってきた非核三原則を最低限堅持して、一日も早く核兵器禁止条約にも参加して、核兵器廃絶に向かっていくというのがやはり一番大事な方向ですから、そこを踏まえた町長としての行動と姿勢を私は見せていただきたいと思っておりますので、そこは今検討しているという話ですから、そういう話を信じさせていただいて、具体的な行動をしていただくように要望しておきたいというふうに思います。

それでは、一番初めの地域医療についてですが、先ほど課長のほうから、るる

高山議員にもお話があったように、いろんな各方面に働きかけて、医師の確保、診療体制の維持に向けて尽力しているという答弁がありました。

ですけれども、それは来年4月の段階で、何が何でも医師を確保していただいて、最低でも現行の診療体制は維持していただくということがやはり町の責任ですから、そうしていただきたいと思うんですが、今現段階である程度のめども立っていないのかどうか、これは町長の責任でもありますので、その辺はどのように判断されていますか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

先ほど高山議員の答弁でも申しましたとおり、医師が診療所を去るということにつきましては、全てが私の責任であるということは実感しておりますし、そのために私も私なりに動いております。現段階で誰が来るかとか、誰がどうなるかという話についてはまだ具体的なところはできてきておりませんので、これはできるだけ早い時期に皆さんにご報告できるように、また医師とも相談しながら、辞める医師につきましても、ただ辞めるというだけじゃなくて、今後の和束町の医療についてはもう少しこの点があるとか、いろんなこともお話をしていますので、その点も含めて、どういう医師がベストなのか、ベターなのかも含めまして検討を加えながら、できるだけ早い時期に住民の方に公表できるよう努力しますので、この点についてはご理解を願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今の答弁の中身を総合的に感じるとこは、一定の方向性はあるのかなとは思いますが、すけれども、町長の責任でこういう事態になったというふうに言われるのであれば、や

やはり行政の責任として、4月以降の医師の確保と診療体制の維持を必ずやっていただきたいと思っておりますので、そこはそういうふうに努力いただいているとは思いますが、重ねてそこは要求しておきたいというふうに思います。

その上で、いわゆるこのような事態に至ったことを受けて今後どう対応されるかということなんですけども、先ほど課長からも一定のお話があったりとか、あとはさきの委員会で理事のほうから、いわゆる診療所の事務長とそれから保健福祉課の課長の兼任という体制が一つの原因ではなかったかというような話を伺ったと思うんですね。仮にそうであるならば、やはりそういった今の組織の体制も含めて、来年度に向けて手を打っていくということがやはり必要じゃないかというふうに思うんですね。

端から見ても、保健福祉課が所管する事業というものは大変多岐にわたっております。大変多くの事務をこなしていただいているという現状があります。それと、やはり診療所の事務長というのは、単なるそこの代表者みたいなことじゃなくて、診療所の在り方とか、また、いろんな意味でのやはり改善方向も含めて方針を持って対応いただく。時と場合によっては、行政に対してもしっかりと物を言っていくというような立場で動いていただく存在だと思っております。そういう意味では、その両方とも重要なポストというものを1人の方が兼任しているというのは、これはどなたがしたとしても大変だというふうに思います。

そういう意味でも、個人的な能力とか、そういうことだけに集約せずに、組織としてやはりそれをちゃんとカバーしていく、フォローしていくという意味でも、そういった体制の改革という意味で、せめて兼任体制は解消してやっていくということも含めて私は改善すべきだと思っておりますけども、その辺、町長、いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

昨年の12月の議会だと思えますけども、機構改革をします。これが堀町政から引き継ぎ、新たな町政を担う私にとっての一つの公約でございました。その中で、今回、ほかの課も含めまして、兼任兼務ということを行わせていただいた部分がございます。それにつきましては、単純に、だから兼務だと言うものではございません。全て事業の関連を含めまして兼任兼務をお願いした次第でございます。

職員につきましては、どの職員においても事務が増えているのは事実でございます。これをどうこなしていくか、またどう調整・報告していくかということにつきましては、今後大きな課題となったなというふうに、私は今回の機構改革の中での反省はしております。

ただ、とはいえ、経験の少ない職員を急に経験をさせるということもなかなか難しい点がございます。一定、経験を踏んだ職員がその下の職員を育てるというような立場も含めた中で今回の対応させていただいたこと、また、あわせて、診療所の事務、それから福祉課の事務等々を見据えた中での適任者を対応に当てたつもりでございますので、この点につきましてはご理解を願いたい。

ただ、今の状態で今委員会でそのような報告があったというのは私も悲しい思いもしておりますけども、そういうことであって医師が辞められるのではないということだけはここで宣言させていただきます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

もちろん医師がどういう理由で辞められるかとかいうのは、いろんな多岐な複合的な問題がありますので、それが全てというわけではないにしても、ただ、やはりそういったことも一つの要因であったことは否めないんじゃないかというふうにも思います。

今おられる医師というのは、堀町長時代に「c h a n o v a」の整備も展望して、

前任の医師を引き継いで、本人も一定望んで来ていただいたというふうに思っております。その上で、まだお若い医師でもありましたので、長く和東の医療、地域を支えていただく方として、もちろん役場も住民の方も期待されたというふうに思います。

この「chanova」のいろんな診療所の機能をどうするかについても、様々ご意見をいただいて、いろいろ実現していただいたというような経過もあると思います。それだけ大変残念なわけですが、それだけに今後どんな理由があるにしても、こういった事態が繰り返されないようにしていく上で、やはり打つべき手はぜひ全て打っていただきたいと思っておりますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、山城病院の関係ですが、町長に基本的な話をちょっと聞きたいんですけども、山城病院はご存じのように自治体病院というか、相楽の関係市町村のほうで支えている組合立の病院なわけですから、公的な病院なわけです。その公的な医療や病院というものが果たしていく役割というものはまたあると思うんですけども、その辺、町長はどのようにお考えですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

確かに言われるとおり、山城病院に和東町が加入したのも事実でございますし、これは和東町の国保診療所の入院をやめ、その後、診療所という体系の運営に当たって山城病院に加入させていただいたのが現実でございます。

今言われるように、私の立場でいいますと、この山城病院の在り方というのは、山城病院議会でも私の意見として発言させていただいておるんですけども、病院経営につきましても、やはり薬とか、それから機器とかについては、何とか病院の経費の中で動かしてほしいと。人件費につきましても、一定、法律的にも出ていますように、

一般会計からの繰り出しができます。この部分については、うちの診療所も同じですけども、市町村が補うというような形で病院経営をしてほしいという方針でずっとっております。

ただ、今の段階で山城医療圏の中核病院という形に山城病院は位置づけられております。ということは、山城病院で診察を受けようとする、地域医療で必ず紹介状をいただかなければならないというような状況がございます。このことも含めて、地域医療と地域連携というのができていますので、その連携の中で山城病院の経営が成り立っていかなければならないかということもあろうかと思っております。

重ねて、山城病院の中身を若干説明しますと、二、三年前までといいますか、昨年までは医師不足というのが山城病院でも起こっておりました。この関係で、急性期の治療についてなかなか応需できないというような状況が発生しておりました。この点について、かなり管理者としても強く病院のほうには申入れをさせていただき、今年度についてはそれなりの医師を確保していただいたと。

それともう一つは、急性期でありますので、一番応需してほしいのは救急対応です。これについても相楽中部消防本部の職員を山城病院に派遣するというような形を取って、できる限り山城病院で救急についての応需をいただくというような形も取れるようにしていただいております。

現段階では山城圏域の中に大きな病院が数件、私立でもございますし、また、奈良の医療圏に出て行かれる患者さんもおられる中で、山城病院が今なかなか経営についてピンチにあるというのは私も存じておりますので、かなり改善を今お願いしているところで、それに対して山城病院が新たな改善方法というのを出してくることに關して、こちらも対応できるものについては対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

いろいろと書いていただいたわけですが、基本的に、公的な医療機関の果たす役割というのは、いろいろとその意味での話もされたとは思いますが、令和 7 年 10 月に経営強化プランの第 5 次経営計画第 2 次改訂版というのが出ております。その中で、構成市町村の負担の考え方というところでこういう記述があります。基本的に、公立病院を含む地方公営企業は、原則として独立採算を求められているけども、公立病院はいわゆる政策医療、救急とか、小児、周産期、感染症、災害など、地域住民の医療を確保するために採算を取ることが困難な場合でも医療サービスを提供しなければならないという役割を担っているという記述がございます。これはやはり大変大事なことだと思うんですね。ただ採算だけで全て見てしまうと、結局、採算が取れない診療は全てできなくなってしまうと。そうすると地域医療が崩壊するということにもなりますから、やはりこの部分をしっかりと踏まえた公的病院をどう支えていくかということを考えていただきたいというふうに思うんです。

この間、ともすると、病院自身の経営努力が足らんとかいう向きでいろいろと議論されるような傾向があったように思うんですが、もちろん経営努力自身は大事なんですが、根本的には、先ほども町長も触れていただきましたけども、このプランにもるる繰り返し出てきておりますけども、とにかく診療報酬が低過ぎると。この間の物価高騰や人件費の高騰に全く見合わない状況になっていると、ここがやはり根本的に経営を圧迫しているという記述が繰り返し述べられております。そういう点では、今、医療界を挙げて診療報酬の抜本的な引上げを求めておられますけども、やはり迅速にそれを国にやっていただくように、構成自治体の一つとしても強く要望していただきたいというふうに思うんですが、それをもう一度お願いできますか。

○ 議長（畑 武志君）

町長。

○ 町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

申し訳ございません、この10月に改訂版を出した部分についての正式な名前は記憶しておらないんですけども、その計画書を出した明くる日に、管理者が京都府相等について要望に行っていたということとは事実でございます。

診療報酬につきましては、かなり現実と差があるということについては私としても認識しておりまして、この点については京都府に対して要望する、京都府から国のほうに要望していただくということについては動いておる次第でございます。

先ほどから出ていますように、公的病院になりますので、私がさっき言いましたように、人件費全てまで全部独立採算するということにはなかなか難しいと私も認識しておりまして、その点については、ただ、病院としての経営については、一定、病院の中の収益がありますので、この部分についてはしっかりと経営のやり方を考えてくれということで、今、岡本議員が示されました計画に立てろということについても、今年度の2月に話も出た上でその計画を立て直したということも現実でございますので、その点については十分ご理解願いたいのと、私が言ってきましたのは、その医師を産科医とか、それからほかの特殊な医師について府立医大から派遣もしくは単独でも探してほしいということはずっと言い続けてきていまして、普通というとおかしいですけども、普通に外科とか内科の医師じゃない医師を入れることで、特に緊急、救急等に対応ができます。

それと、機器の整備によって新たな検査ができると、そういうところでもしっかりと動いてほしいということはずっと言ってきたこととございますので、その点ではご理解願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

診療報酬の引下げについては認識はしていただいているということですので、そこ

はぜひ強く要望していただきたいと思いますし、もっと言えば、やはり医療費削減の国の方向ですね、これは病院経営というだけじゃなくて、いわゆる被保険者ですね、患者さんへの負担増というのかなり今言われてきております。先ほどいわゆるコロナ以来、受診控えというものが広がっているんじゃないかという話がありますけども、もちろんそういった側面もあるんですけども、今以上に窓口負担等が増えていけば、行きたくても行けなくなるという、そういうようなさらなる受診抑制にもつながっていくという点では、それがひいては病院経営にも大きく穴を開けていくということにもなりますので、それも含めて要望はしていただきたいというふうに思いますので、そこも強く要望しておきたいと思います。

次に、公共交通の関係ですけども、いわゆる乗務員の方の身分保障の関係なんですけども、これも11月に行かせていただいた伊根町のいねタクですね、研修させていただいたんですけども。その際に伊根町のほうでは、その事業は安定して長く続けるならば、乗務員の身分保障は不可欠だという担当者の意見を町長が取り入れて、いわゆるバス乗務員並みというか、正規雇用として乗務員を雇用していると。昨日ももう一度確認したんですけども、4人の方が全て正規雇用でやられていると。

先ほどY u b u n eのN P Oが直接雇用されているということで、町は関係ないみたいな感じで言われましたけども、ここも基本的に雇用先は後者なんですね。だけど、人件費はやはり委託費として町が負担しているという関係性もありますので、やはり町としてW a z C a rの事業を今後ともやはり安定的に長く継続したいという思いがとおりであるのであれば、何人をどうするかは別にしましても、一定の割合の乗務員はやはり正規雇用、またそれ並みの身分保障をして、若い世代、現役世代の方なんか安心して乗務できるような、そういう条件を今後考えていただく必要があるんじゃないかと思うんですけども、そこは町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今のご質問です。決して片手間にやっている事業ではございません。和東町においてどういう形で地域公共交通を動かすかという議論につきましては、以前、令和3年ぐらいからかなり取り組んできた内容でございます。この中で、NPOで活動しているのが一番いいんじゃないんじゃないかという方向性を見いだしたのも現実でございます。

一つは、やはり地域公共交通というのは、地元の自分たちの足ということもありますので、自分たちの足は自分たちで守るという信念から動き出したものでございます。そこで正規雇用、非正規雇用という話がございますけれども、労働基準法に基づいた雇用体制は取るべきして取っていただいておりますし、また、それに合わせて町のほうも、その部分の費用負担につきましては現在出しているところでございますので、その点についてはご理解願いたい。

ただ、人によればどうしても非正規でいいという方もおられたり、仕事上、非正規でないとできないという方もおられたりしますので、ここは個人の対応について検討しながら、また、それは今受託を受けているNPOゆぶねのほうとの十分な連絡調整を行いながら今後も行いたいと思いますし、私自身も、この地域公共交通が片手間でやっているものではなくて、末永くここに根づいた公共交通機関になれるよう努力したいと思いますので、その点についてはご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

本当に片手間というか、そういったことじゃなくて、本当に地域に根づいた公共交通としてや根づかせていきたいと。であるならば、もちろん言われるように、非正規というか、そういう形で働きたいという人もいますし、そうじゃないとしんどいという人もいます。ただ、やはり軸としてこういう正規の方がちゃんとおられて、その上

で、そういった方なんかも混合しながら安定的に動かしていくということが必要だというふうに思うんですね。ですので、正規で雇う、そういうような部分も排除せずに今後検討をしていただいて、そこを軸に安定運行ができるように町としても責任を持っていただきたいと思いますので、そこをもう一回だけ答弁願えますか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

岡本議員が言われるとおりでございます。これは一つの事業としてやっている関係もありますけども、まずは地元に基づく事業でないと、こういう事業についてはなかなか進まないということでございます。

今言われるように、正規で雇用することだけを目的じゃなくて、正規で雇用していきながら動くような事業にしていきたいというふうに思っておりますので、その点については、時期とか、団体との調整とか、また一番大事なのは住民の方の利用等の促進も含めて検討していくということになると思いますので、現段階で非正規雇用の部分が多いというのは事実でございますし、その部分については、できるだけ早い時期に改善できるよう努力するものと考えております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

ぜひ努力をお願いしたいというふうに思います。

その上で、今、利用を促進していくという上でも料金の関係ですね、伊根町のいねタクというのは、伊根町の町内自身は一律料金で同じ300円なんですけどね、一律料金だと。あとは回数券を導入して、その場合は実質200円という状況にされております。やはりこういったこともぜひ念頭に置いていただきながら、宇治田原町以外

は町内しか動いていませんけども、町内ぐらいは一律料金でいけるような、また回数券なども発行して、一定お得に動けるような、そういう仕組みもやはり今後検討いただきたいなというふうに思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

回数券については先ほどの答弁でも申しましたとおり、導入しているということでご理解願いたいと思います。

今の町内一律料金でございますが、これについてはできる限り早い時期にそのような公共交通になってほしいと私は願っておりますので、これはやっぱり私がずっと職員時代から言っています応分の負担という部分も含めまして、応分の負担が均一になるように何とか努力をしていきたいと考えますけども、住民の皆さんの理解の下に今の利用率をもっともっと上げていただけるように努力をお願いしたいというのは私の思いですので、その点については、運行に対する、また運営に対するご理解とご協力、ご支援のほうをお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

料金の部分というのは利用の一つの足かせにもなりますし、また逆に促進にもなりますので、そこはぜひ広く検討いただきたいと思います。

あと、ドアツードアについては、今、軽自動車を導入されたのも、そういったことも展望して導入されていると思いますので、引き続き、そこはそれに近づけるようお願いしたいというふうに思います。

それから、JRと路線バスとの連絡の関係は先ほど答弁いただいたように、運輸局

としては原則ではありますけども、やはり利用者の立場に立てば、一定、当事者間と
いうか、部分での対応というのが一定オーケーいただいたという状況がありますので、
そこはぜひ迅速に関係機関とも調整いただいて、こういうようなことが極力起こらな
いように調整いただきたいというふうに思いますけども、そこは担当課長、いかがで
すか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

当然利用される方の利便性といいますか、不利にならないようにしていきたいと考
えておりますので、今後とも運行事業者である奈良交通並びにJ Rともお話をさせて
いただいて、極力そうした遅延があったときに対応できるような形をお願いしてい
きたいと考えております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そこはぜひ確実にお願いしたいというふうに思います。

それと、高校生の通学費補助の関係は、W a z C a r との関係も今出てきておりま
すけども、いずれにしても、和東からどこの高校に行くにしても交通費が大変高いと
いう状況はあるんですね。

ここは前にも言いましたけど、和東に住んでいるから仕方がないということではな
くて、せめてそこの負担をやはり減らす、また、なくしていくっていうことに町とし
て積極的に取り組んでいただきたいと。そういう意味で、今やっている補助について
は利用者のいろんなことありますけども、やはり全額補助にしていく。そして、鉄道
も定期補助の対象に広げていくということを今後決断いただきたいなというふうに思

っているんですけども、その辺、町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今言われるとおり、もともと私が高校に通っていた頃は、門前から木津校に通うのと白栖から奈良の天理まで通うのは料金がどっちが高いかというところ、門前から木津校に通うほうが高かったというような時代からだんだん変わってきているわけがございます。そういう中で、補助分で3分の1、2分の1、今は3分の2ということがございます。できる限りそういう点については子育て支援も含めまして検討する余地はあるとは思いますが、ただ、一定の部分で線を引かないとできない部分もございまして、この点については、また今後いろんな中で話をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

来年度当初予算に向けて全てとはいかないかもしれませんが、何らかの前進のほうをぜひこの分野で考えていただきたいというふうに思います。

最後に、残りの3分しかないんですけども、府立高校の再編の関係ですけども、先ほど町長は、要は統廃合ありきは別としてと別にされましたけど、実際これは本当に再編の府教委の文書があるんですけど、はっきり言って再編ありきなんです。その原因をほとんどが少子化に求めているんですね。それだけで減ってくるから、これ要らんやろうみたいないうことでは、単純にさせていただくことはやはり許されないというふうに思うんですね。

高校の再編というのは、子どもたちの進路選択や学校生活の在り方に大きく影響し

ます。今回、相楽の地域の高校であるということもあって、木津高校のことを特に挙げておりますけども、言われましたように、山城通学圏ではほかにも八幡高校や久御山高校も再編対象校に今挙げられております。今後の動き次第ではさらに増える可能性もあると思うんですね。そういったことが子どもさんや保護者にも大きな不安材料にもなっております。

同時に、木津高校は町長はよくご存じだと思いますけども、以前は和東分校があったことも含めて、地理的な短さだけじゃなく、農業や茶業の担い手育成や産業振興など、和東のまちづくりと一定深く結びついた高校として歩んでこられた歴史があります。そういった意味での役割は今も一定生きている中で、そのことをしっかり生かす中で高校運営というものが今後やはり必要だというふうに思いますし、最低限統合ありきというような方向で進めることはよしとせずに、町長として地域の高校をどう守っていくかという観点で、府教委や府にも今後意見をいただきたいなというふうに思っているわけですが、その辺、町長の今のお考えだけもう一度お願いできますか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

私の考え方としましては、基本的に、どの子どもさんであれ、全てが自分の受けたい教育を受けたいというような形で、義務教育を外れた高校からは動けるような形が取れば一番いいと思っております。

今言われるように、地域から高校がなくなるというのは私も寂しい話になると考えますので、この点については、今後どのような形で府教委ないし府のほうから示されるか分かりませんが、その示されました内容に対してしっかりと従事しながら、反対、賛成ということよりも、取りあえず一番ベターな方法、これは病院も一緒ですけども、高校としても経営を含めた中で、うまく子どもたちがしっかりと授業を受け

られるような形を取れるように調整、それから意見を述べていきたいと思いますので、その点についてはご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

以上で、岡本正意議員の質問を終わります。

一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから２時４０分まで休憩いたします。

休憩（午後２時３１分～午後２時４０分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

日程第６、議案第５２号 相楽中部消防組合同規約の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第５２号について提案理由を申し上げます。

相楽中部消防組合新消防庁舎が竣工したことに伴い、相楽中部消防組合の事務所の位置を変更するため、所要の改正を行うものです。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

議案第５２号についてご説明を申し上げます。

議案書のほうをお願いいたします。

議案第５２号

相楽中部消防組合同規約の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年12月11日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりください。

相楽中部消防組合同規約の一部を改正する規約

相楽中部消防組合同規約（昭和47年4月1日京都府指令7地第311号許可）の一部を次のように改正する。

第4条中「京都府木津川市木津白口10番地2」を「京都府木津川市城山台九丁目1番地2」改める。

附 則

この規約は、令和8年3月23日から施行する。

次のページに資料No.52 新旧対照表をつけさせていただいておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

今回の改正というのは、いわゆる相楽中部消防本部が城山台のほうに移転するということを受けての住所地の変更ということですので、それ自身は特に問題ないというか、仕方ないことですが、一つだけ確認だけしておきたいんですね。

午前中の中部消防の組合議会の報告にもありましたけども、いわゆる今度、移転先の城山台に造られたところですけど、もともとそこが適地なのかどうかというところでいろいろと問題があって、住民の方からもいろんなご意見が出されて、議会でもそうい

った議論があったと伺っております。

それはそれでできてしまったわけですが、先ほどの報告の中でも、いわゆるあそこは私も何度か通りますけども、結構な傾斜地なんですね。その対策として5億円という報告がありましたよね。だからそれぐらいのかなり大きな予算をつぎ込んで対策をしなければ、逆に言えば安全が保てないということにも考えられるわけですよね。そういった点で、組合議会のほうでも、そういった疑問に対していろいろと答弁はあったと思いますけど、やはり相楽地域の消防の中核としての施設ですから、万が一でも不測の事態があってはならないわけですから確認しておきたいのは、5億円もかけてどのような対策が行われて、どういう意味で安全を担保されたというふうに町長は認識されていますか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今の話ですけども、5億円をかけてというのは、先ほど岡本議員がおっしゃられたとおり、傾斜地をレベルにした形で、3段だったかな、一番下が駐車場で、次は訓練棟、それから本庁舎ということで3段レベルに段階的に施設を造ったということと、それから対策として裏法面を安定勾配に切ったというところにお金がかかったと私は聞いておまして、安全とかいう面については十二分に検討した上で建築はされているというふうに聞いておりますし、また現地もそういう形で確認をしておりますので、今の話につきましては、私は大丈夫ということに感じております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

大丈夫だということですけど、やはり先日も東北のほうで一定大きな地震もあって、

今さらに大きな地震が来るんじゃないかというような発令もされておりますけども、ずっと言われていますように、南海トラフとか、そのうち必ず来ると言われている大地震なども想定する中で、一定の地域住民の方が懸念をされた中でこういったものがあそこに造られたという経緯はあるわけですから、そこは今、町長が大丈夫というふうに言われたのであれば、本当に大丈夫なように責任を持って、今後もちょうと安全性については工法いただきたいというふうに思うんですね。

もう1点だけ、これは京都府の動きでもありますが、今、京都府としては、特に火災救急等の指令の関係の統合を進めております。一定のそういったことが今進んでいるというふうには聞いておりますけども、そういう中で、今新しく整備し直された相楽中部消防の果たす役割・機能というのはどのようになっていくのか、その辺はどのように町長として京都府からも説明を受けておられるのか。

また、中部消防の構成団体の1町長として、そういった統合の方向が木津川相楽の地域の消防力の低下や、またその機能の低下につながらないという意味での方向性をどのようにお考えなのか、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

基本的に、「広域化」「広域化」ということでいろんな行政事務が広域化を進めているのが現実でございます。一つはITといいますか、ネットワークの構築がほぼほぼ完成してきた中の統合であろうかと私は認識をしております。

消防力につきましては、各消防の中で整理をされているということで、相楽中部消防組合における消防力の計画等については、相楽が中心であるということになっております。

ただ、この広域化によりまして、私としては物すごく利点と感じておりますのは、

例えば、木津管内で火事があった場合、精華町がその火事の内容も見えろといたりとか、京田辺であつたり、それから宇治田原であつたり、こういうとこと、今、和東で起こつてゐる火事がどのような災害が起こつてゐるのかというのも広域的に分かるということは、応援・支援等で情報がものすごく早く伝達できるという利点があると思つておろまして、その消防力の保持する力と、それから広域的に今どこどこで起こつてゐる災害の情報の発信につきましては利便性も大きくなると思つておろしますので、私はこの消防の広域化については賛成というか、どんどん進めていくような方向でいいのかなと思つておろします。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第52号 相楽中部消防組合規約の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがつて、議案第52号 相楽中部消防組合規約の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第53号 グ린ティ和東の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第53号の提案理由を申し上げます。

近年、観光及びインバウンド需要も相まって、年々、和東町への観光客が増加し、鷲峰山トンネル開通後はさらに観光客が増加していることから、観光施設の拠点であるグリーンティ和東を、指定管理者をもちい、民間の力を借り、施設の管理と観光拠点を中心にさらに発展させたく、今回提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

それでは、議案第53号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第53号

グリーンティ和東の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和7年12月11日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりいただきまして、一部改正の条例でございます。

グリーンティ和東の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第6条中「町長はグリーンティ和東の管理・運営について委託することができる」を「町長は、グリーンティ和東の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にグリーンティ和東の管理を行わせることができる」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定により指定管理者にグリーンティ和東の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) グリンティ和東の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) その他グリンティ和東の管理上町長が必要と認める業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、グリンティ和東の管理を行わなければならない。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

右のページに新旧対照表をつけさせていただいております。後ほどご覧ください。

もう1枚おめくりください。

議長のお許しを得ておりますので、この概要に基づきまして説明させていただきます。

まず、この説明の前に、第3番目の施行日でございます。こちらのほう一部訂正がございます。「公布の日から施行する。」になっておりますが、「令和8年1月1日から施行する。」に訂正のほうをお願いいたします。

申し訳ございませんでした。

改めまして、グリンティ和東の設置に関する条例の一部改正について。

1 改正理由

観光施設の拠点であるグリンティ和東を近年の観光客の増加を踏まえて、今後も観光客の増加が見込まれているので、一般公募を行い民間の力を借り施設の管理と観光拠点をますます盛り上げていくため。

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり、先ほどページでございます。

3 施行日

令和8年1月1日から施行する。

以上でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

何点か確認をさせていただきたいんです。

グリーンティ和東の管理運営について委託することができるという現行の制度と、それと今回の変更についてどのように施設の利用は拡大されるのか、そういったことがどのように期待できるのかというところの説明をお願いしたい。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

事務方のほうで細かいところの内容につきましては詰める話でございますが、全般的なことを申し上げますと、現時点で委託するということで、現行、グリーンティの内部管理につきましてはほぼほぼ委託をしております。それは、えんTRACEわづかという一般社団法人に委託しているわけでございますが、今回これを指定管理的にして、もう少し幅広く考えていけばどうかというのがもう今回の目的でございます。

といいますのも、現実、今の段階でいきますと、委託だけで貸しておりますので、施設、その他いろいろ掃除等々についても、委託の状況ではなかなかレベルが上がってこないという点がございます。自分の施設じゃないですけども、その施設の責任を全ても負っていただくことで、その施設管理をきちっとしていただきたい。

特に私が一番懸案しておりますのは、保安です。保安面できちっとした管理をしていくことについて、委託の熟度を上げたいというのがありまして、指定管理というフェードを使いたいなということで、今回、条例改正をお願いした次第でございます。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

ちゃんと質疑もしていただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

見えません、こっちは。

○7番（岡本正意君）

今、町長が答弁いただきましたけども、特にとということで、保安という話をされましたけども、具体的に何か支障があるんですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

具体的な事例としては全然出ておりません。ただ、私が今の段階でいいますと、例えば町が使用する場合、町に一旦申請を出す。それからまた向こうに行って向こうの話を確認すると。それで今の委託をしている部分につきましては、5時に従業員が全部帰ります。この後の管理についてはまた町に戻ってくるという中で、連携がうまくいかない部分がやっぱり出てきておりますので、この点について、しっかりと1管理者が全ての責任を負うという形を取りたいというのが現実でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それと、グリーンティ和束というのは、いわゆる茶業会館というか、そういった茶業振興に関わる拠点として位置づけられてきたというふうに思いますし、そういう意味での貸し館事業等も行われてきたことがあります。そういう本来の町としての公共施設としての位置づけというものと、今回の指定管理に移行するという事の中で、先

ほどもっと全般的に責任持ってもらいたい話ありましたけども、貸し館業務自身の位置づけとか、また、もともとの施設の位置づけ、そういったものとの整合性というのはどのように図っておられますか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

先ほど高山議員の質問にも答えましたように、要するに、その点を一番重視したいということでございますので、今言いましたように、貸し館業務の部分については、事務方のほうできちっとした要綱・条例を定めた中で、その条例をきちっと遵守していただくということになりますので、その点については、今、担当課がキーの貸出しをしたりしている部分に関して全てお願いをします。これによって、住民の方にとってはワンストップでいけるということでございます。

特に茶業の施設であるということにつきましては、うちの条例化の中で決まっておりますので、この点については重視しておるような要綱になると考えております。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第53号 グリンティ和東の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第53号 グ린ティ和束の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第54号 和束町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第55号 和束町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第56号 和束町立認定こども園条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第54号・55号・56号の提案理由を申し上げます。

第54号は、児童福祉法が改正され、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は条例で定める事項とされ、本条例を制定する必要性が生じたため、議案第55号は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、同法の一部が改正され、特定乳児等支援事業者が規定されたことに伴い、条例を制定する必要性が生じたため、また、第56号は、第3期和束町子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進の確保を目的に、現在の保育園を認定こども園へ移行するため、本条例を制定する必要性が生じたので、議会の議決を求めたく、提案させていただきます次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、私からは、議案第54号から56号についてご説明申し上げます。

議案書をよろしく願いたします。

議案第54号

和東町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

上記議案を提出する。

令和7年12月11日提出

和東町長 馬場 正実

ここからは条例条文となります。あらかじめ議長のお許しをいただいておりますので、概要をもって説明とさせていただきます。

5枚ほどおめくりください。

めくっていただきまして資料No.54でございます。

和東町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 概要

1 制定趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」といいます。）の一部改正（令和6年法律第47号による改正）に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定します。

2 条例の内容

改正後の法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に従うなどし、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めます。

3 根拠法令等

児童福祉法第34条の16第1項 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

4 条例の施行予定日

令和8年4月1日から施行する。

以上でございます。

引き続きまして、議案第55号をよろしくお願いいたします。

議案第55号

和東町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の
制定について

上記議案を提出する。

令和7年12月11日提出

和東町長 馬場 正実

裏面をお願いいたします。

こちらからも条例の条文となります。あらかじめ、こちらにつきましても議長のお許しをいただいておりますので、概要をもってご説明とさせていただきます。

6枚ほどおめくりください。

資料No.55をよろしくお願いいたします。

和東町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 概要

1 制定趣旨

令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が交付され、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）が創設されました。令和8年度から新たな給付制度として全自治体で実施される予定であり、乳児等通園支援事業者は、同法に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく運営に関する基準を満たすことが求められます。

この運営に関する基準を満たしていることの確認は、市町村が、国が定める基準に従い、又は、参酌して定める基準により行うこととされており、令和7年内閣府令第95号より国の基準が示されたことから、令和7年度中の確認手続開始に向けて、本町の基準を条例で定めるものです。

2 条例の内容

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定により、令和7年11月に国が交付された「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めます。

3 根拠法令等

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95条）

4 条例の施行予定日

令和8年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、議案第56号をよろしくお願ひいたします。

議案第56号

和東町立認定こども園条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和7年12月11日提出

和東町長 馬場 正実

裏面をお願いいたします。

こちらにつきましても条例条文でございます。

同じく、あらかじめ議長のお許しをいただいておりますので、概要をもって説明とさせていただきます。

1枚おめくりいただきます。

資料No.56でございます。

左のページには、さきの条文の附則の部分の改正する部分、保育条例の新旧対照表を添付しております。

右のページをお願いいたします。

資料No.56でございます。

和東町立認定こども園条例 概要

1 制定趣旨

令和7年3月に策定した「和東町子ども・子育て支援事業計画」において、幼児教育機能をできる限り備えた保育園運営を行っていくこととしており、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、令和8年4月に和東町立和東保育園を保育所型認定こども園に移行することとし、本条例を制定する。

2 条例の内容

第1条（設置）

・就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき認定こども園を設置する旨を規定

第2条（名称、位置及び定員）

・この条例における認定こども園の名称、設置場所、種類及び定員を規定

第3条（事業の内容）

・児童福祉法、学校教育法に基づく事業の実施を規定

第4条（入園の資格）

・認定こども園に入園できる者について規定

第5条（保育料）

・和東町保育料規則に定める保育料の納付について規定

第6条（委任）

・条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定

附則

・条例の施行に必要な行為は、条例施行日前において行える旨を規定

・現和東保育園児は和東町立わづかこども園児となる旨を規定

・「和東町保育所条例」（平成27年条例第7号）の一部改正

3 施行期日

令和8年4月1日

説明は以上でございます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

幾つか確認をさせていただきたいと思いますが、まず54号、55号の例につきましては、いわゆるこども誰でも通園制度が来年4月から本格運用されるということを受けての条例整備と聞いております。

いわゆる町のほうで登録や受付事務等もやっていただく中で、実際実施するところは現在の和東保育園というふうに伺っておりますけれども、その辺りを再度確認をしておきたいのと、いわゆる条文の関係では、54号の議案の第4条で最低基準の目的等というのがありますけれども、事業者は最低基準を超えて、常に設備運営を向上させなければならないとし、最低基準を超えてる場合も、最低基準を理由として低下させてはならないとあります。

受け入れることが想定されている現在の保育園は、最低基準との関係でどういう水準にあるのか、最低基準と同等もしくは超えているのか、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今回の制度は、こども誰でも通園制度の整備でございます、

先ほどの第4条の部分でございまして、説明をさせていただきますと、基本的に、現在、和東保育園として保育園の機能として使われている部分に関しましては、一定、こども園等の最低の基準を満たしていると、このように言えると思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それですね、あと、55号に関わってですけども、いわゆるこども誰でも通園制度の利用の頻度につきましては、今、一般的にいわゆる1か月当たり利用可能時間は月10時間程度というふうにも言われておりますけども、その辺りを確認をさせていただきたいんですが、それに関わって第3条に、1時間当たりの利用定員を定めるとあり、(1)、(2)というふうにありますけども、それぞれの定員であるとか、また2のほうでは、1か月当たりの利用定員を定めるというふうにも書いてありますが、利用時間との関係でこの辺をどのように考えればいいのかということですけども、その辺はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

利用時間につきましては、月に1人10時間までと、こちらは国のほうで決まっておる時間でございます。

あと、定員につきましては3名でございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

分かりました。

それとですね、あと、第4条に第2節、運営に関する基準の第4条、面談というところがありますけども、この1項で保護者との面談を行わなければならないとしています。これは当然のことですけども、括弧書きとして、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話も含むとされていますけども、これはいわゆるリモートというものも可能ということかとは思いますが、私はやはり面談につきましては、どちらでもいいということではなくて、原則やはり対面で面談をする。その上でやはりどうしてもという場合はこういうこともあり得るというぐらいにしておかないと、子供や保護者の状況でなかなか全般的につかめないというふうにも思いますので、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと資料を確認させていただきます。

本格実施の際には居住地以外の事業所を利用することも可能としております。例えば、出産や介護で一時的に里帰りをする場合において、どこでも通園制度を利用することも想定されますので、このようなやり方が認められているものでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そういった様々なケースに対応するという意味で、そういう措置も取られていると思うんですけども、基本的に、しっかり会った上で面談をしていただくということを

ぜひ基本にしていいただきたいというふうに思います。

それと、あと、認定こども園の関係ですけれども、私、前にも言いましたけれども、今回、来年から認定こども園に移行するということですが、その必要性というものをもう一度改めて町長にお伺いしたいんですけれども、前の子ども・子育て計画では、その必要性をどちらかといえば否定していたんですけれども、何が変わったのかということもありますし、いわゆる1号認定の子どもの受入れというの、現行の保育園でも可能であるということは以前も指摘しましたけれども、こども家庭庁に直接、私、問い合わせ確認をしたんですけれど、そういう点でも可能だと。それでもあえてこども園に移行する理由や必要性というのを町長としてどのようにお考えなのかということなんです。

以前、町長は、この移行の必要性に関して高度な教育の提供というものを挙げられて、その具体的な内容として、ピアノとかを言葉とか、よく家庭のレベルでされている習い事の延長のような事例を挙げておられましたけれども、要は早期教育ということだと思っんですけれども、やはり保育園やこども園というのは、小学校教育のまねごとや先取りとか、習い事の肩代わりとかいう場ではなくて、やはり生活の場でありますし、そういった意味でも、保育所型ということで今回提案をされている中でいえば、特別大きな変化はないというふうにも伺っておりますけれども、その辺、町長に改めて移行する必要性というものについてどうお考えなのか、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

54条、55条についての内容も含めまして、私の考え方としましては、まず国がこども家庭庁を設立した上で子育てに重点を置いた。また、京都府が子育て日本一を目指すということで西脇知事が提唱されているということも含めまして、どうしてい

けばいいのかということについては私も十二分に検討をしてきたところでございます。

今言われたように、確かに高度な教育をするべきかということにつきましては、そこはどうかという部分もいろんなご意見はございます。私は、認定こども園にしようということを決断したのは、まずは誰でも保育ができる保育園にしていきたい。それと1号認定、2号認定ということは言うまでもなく、そこの受ける機会を住民の皆さんが受けることができるということ。それとあわせて、数年前から小学校の先生が就学前に夏休みとかの時間を利用して保育園のほうでの授業とか、そういうことをやっ
ていただいている経過を見ながら、できることであれば、少しでもそういう就学前の教育が一定、子どもたちに機会が与えられる。その中では、先ほど岡本議員が言われたような、ピアノとか、英語とかいうようなこともあるかも分かりませんが、そこは現場が一番今の和束町の園児に対して利用がいいものを現場でやっていただくということも含めた中で、認定こども園化をしていきたいというのが私の本意でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それで、ちょっと具体的な話を聞きますけども、今回1号認定の子ども、要は幼稚園という位置づけの子どもの受入れということが一つの大きな変化だと思うんですけども、この1号認定の子どもの保育時間というのをどのように設定をされる予定なのかということなんです。幼稚園というのは基本的にお昼までとか、そういうようなのが多いわけですけども、その辺どのように設定されようとしているのか。

また、同じく、学校と幼稚園は同じですから、夏休みとか、そういう長期休暇というのも基本的にはあります。土曜日も休みというのは原則になってはいますが、その辺、もし夏休み期間中とか長期期間中、また土曜日も利用したいということがあれ

ばどのように対応されていくのかということを確認させてもらいたいし、その際、保育料というのをどうするのかとなると思うんですね。さっき言われたように、全ての子どもに保育を保障するという観点でいいますと、そういった場合でもやはり無償にしていくということが原則にはいけないと思うんですけども、それも含めて、この1号認定の方の保育時間や、また保育の期間であるとか、保育料等についての考え方はいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

保育園長。

○保育園長（富岡初代君）

今の質問にお答えさせていただきます。

1号認定の子どもたちの教育時間につきましては、9時から2時、3時、今、調整中でございます。それからの2時、3時以降につきましては延長時間という考え方にさせていただいております。2号、3号につきましても、延長料金を現在いただいておりますというところで、金額についてはご負担のないように延長保育ということでご理解いただいた中で、負担のないようには調整させていただきたいなと思っています。

夏休みのご利用につきましては、7月後半から8月後半まで夏休みになるかと思いますが、そのところは保育に欠ける要件があるというところで、2号に認定替えのご依頼を出す旨をお伝えするか、現在、ほかの保育園などに通っておられる保護者にも町のほうで補助金などを出させていただいておりますので、その申請手続は踏んでいただかなあかんかなとは思いますが、そういう申請を行っていただいた中で、なるべくご負担のないようにはご紹介させていただいた中で、保護者とご相談させてもらった中で運用していきたいと考えております。

○議長（畑 武志君）

岡本議員、最後です。

○7番（岡本正意君）

いわゆる夏休み等、長期休暇とか土曜日の保育というのは、一応、法的には一定、外の話になるという話もあるんですけども、ただ、同等に保育・教育の時間を保障するという観点でいえば、やはり負担のないように配慮いただくということが原則だというふうに思いますので、そういった点については、その方向での検討をしていただきたいというふうに思います。

それと、最後に町長に、いわゆる今回の条例におきましては、保育所型ということもあり、また町立ということもありますので、和東町が設置するという事になっております。ただ、以前、教育委員会において、認定こども園への移行というのが連合の方針の中で方針化されたというような過程もありまして、将来的に連合教育委員会による運営というものも可能性はあるのかというふうにお聞きしたことがあったと思うんですけども、その際、町長は、可能性自身は否定されてなかったと思うんですね。ただ、こども園にしましても、地域で、また町としては責任を持って子どもたちの保育や教育に責任を負っていくというのがやはり一番大事だと思いますので、今後も連合での運営はないということで、町長として答弁いただきたいというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

基本的に、法律上でいいますと、保育園型の認定こども園をつくろうと私は思っておりますので、基本、連合にどうのこうのということは考えておりませんし、現時点では考えていないという答弁が正解だと思います。

ただ、これにつきましては、私の中では保育園から中学校までほぼほぼ和東町で過ごしてほしいという思いがありますので、その辺の連携は密に図っていく中で、和東の子どもは和東で育てるという方向性を重視したいと考えておりますので、その点は

ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第54号 和東町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第54号 和東町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第55号 和東町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第55号 和東町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第56号 和東町立認定こども園条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第56号 和東町立認定こども園条例の制定については、原案の

とおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから3時40分まで休憩いたします。

休憩（午後3時29分～午後3時40分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第57号 和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第57号の提案理由を申し上げます。

災害、その他非常の場合における給水装置工事の施行について所要の改正を行う必要がありますので、「和東町簡易水道事業給水条例」の一部を改正する条例について提案する次第でございます。

審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（井上 博丞君）

それでは、議案第57号の説明をさせていただきます。

議案第57号

和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和7年12月11日提出

和東町長 馬場 正実

おめくりください。

改正する条例及び新旧対照表ですので、後ほどお目通しいただき、次ページをお願いいたします。

議長のお許しをいただいておりますので、概要に基づき説明させていただきます。

和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例概要

1 改正の理由

災害その他非常の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されたときは、他の市町村長等の指定を受けた給水装置工事事業者が給水装置工事を行うことができるよう、所要の改正を行う。

2 改正の概要

給水装置工事については、町長の指定する給水装置工事事業者でなければ行っていないが、災害その他非常の場合においては、他の市町村長等の指定を受けた給水装置工事事業者が工事を行うことができるように改める。

3 条例の施行日

公布の日

以上、議案第57号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第57号 和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第57号 和東町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第58号 和東町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第58号の提案理由を申し上げます。

災害その他非常の場合における排水設備の工事について、また、下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がありますので、「和東町公共下水道条例」の一部を改正する条例について、提案する次第でございます。

審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（井上 博丞君）

議案第58号の説明をさせていただきます。

議案第58号

和東町公共下水道条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和7年12月11日提出

和東町長 馬場 正実

おめくりください。

改正する条例及び新旧対照表でございますので、後ほどお目通しいただき、次のページをお願いいたします。

議長のお許しをいただいておりますので、概要に基づき説明させていただきます。

和東町公共下水道条例の一部を改正する条例 概要

1 改正の理由

災害その他非常の場合において、地元の排水設備工事指定店の確保が困難であると認められるときは、他の市町村長等の指定を受けた排水設備工事指定店が排水設備の新設等の工事を行うことができるよう、また、下水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 排水設備の新設等の工事については、町長の指定する排水設備工事指定店でなければ行ってはならないが、災害その他非常の場合においては、他の市町村長等の指定を受けた排水設備工事指定店が工事を行うことができるように改める。

(2) 下水道法施行令において定められている公共下水道等からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準について、大腸菌数に係る基準に変更されたことに伴い、所要の改正を行う。

3 条例の施行日

公布の日

議案第58号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第58号 和東町公共下水道条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第58号 和東町公共下水道条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第59号 和東町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第59号 和東町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和8年1月1日及び令和8年4月1日に施行されることに伴い、和東町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、今回提案させていただいた次第です。

審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

参事兼税住民課長

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

それでは、私より、議案書の説明をさせていただきたいと思います。議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第59号

和東町税条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和7年12月11日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりください。

和東町税条例の一部を改正する条例案でございます。

議長のお許しをいただきましたので、2ページめくっていただいたところが資料N o. 59、今回の改正の新旧対照表になっております。

さらに3枚程度めくっていただきますと、概要を載せさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

和東町税条例の一部を改正する条例 概要

1 改正の理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）及び方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年地総務省令第30号）が令和8年1月1日及び令和8年4月1日に施行されることに伴い改正するものです。

2 改正の概要でございます。

まず、一つ目、町民税でございます。

19歳から22歳の扶養親族の所得が38万円を超えても所得金額により段階的に控除ができる特定親族特別控除を新設するものでございます。こちらにつきましては、条例の第34条の2、第36条の2項の該当でございます。また、個人の町民税に係

る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等の申告書に特定親族欄及び提出義務規定の整備を行うものでございます。こちらにつきましては、第36条の3の2、また第36条の3の3という形で規定をさせていただいております。

二つ目の改正、市町村たばこ税でございます。

加熱式たばこ税について、課税標準となる紙巻きたばこへの本数に換算する特例でございます。葉たばこを原料としたものを紙等で巻いた加熱式たばこ0.35グラムをもって紙巻きたばこ1本と換算、また0.35グラム未満は1本をもって1本とするものでございます。葉たばこ以外を原料とした加熱式たばこは0.2グラムをもって1本に換算するものでございます。ただし加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満であるときは1個をもって20本に換算するとなっております。こちらにつきましては、附則第16の2の2項で規定をさせていただいております。

あと、3点目でございますが、その他法律、法令改正に伴います条項番号の変更やズレが生じたことに伴う整理をさせていただきました。139条の3、附則第10条の2項でございます。

3. 改正条例の施行日でございますが、Ⅰ及びⅢにつきましては令和8年1月1日、市町村たばこ税のⅡにつきましては令和8年4月1日でございます。

以上、説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

提案理由が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第59号 和東町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第59号 和東町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来る12月19日午前9時30分より本議場で開会いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後3時56分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

和束町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員